

関原発第 70 号
2020年 4月 30日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 森本 孝

工事計画認可申請書の一部補正について

2019年12月12日付け関原発第383号をもって申請しました工事計画認可申請書（2020年4月3日付け関原発第3号にて一部補正）について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

別紙

大飯発電所第3号機

工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

I. 補正項目

II. 補正を必要とする理由を記載した書類

III. 補正前後比較表

IV. 補正内容を反映した書類

I . 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
II . 工事計画 原子炉本体 9 原子炉本体に係る工事の方法	「III. 補正前後比較表」による。
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 (2) 適用基準及び適用規格 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 (2) 適用基準及び適用規格	「III. 補正前後比較表」による。 「III. 補正前後比較表」による。 「III. 補正前後比較表」による。 「III. 補正前後比較表」による。
V. 変更の理由	「III. 補正前後比較表」による。
VI. 添付書類 1. 添付資料 (1) 添付資料 目次 資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 資料 1 - 1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文」	「III. 補正前後比較表」による。 「III. 補正前後比較表」による。 「III. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
(五号)」との整合性 資料 1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文 (十一号)」との整合性	「III. 補正前後比較表」による。
資料 2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止 に関する説明書	
資料 2－1－1 耐震設計上重要な設備を設置する施設 に対する自然現象等への配慮に関する 基本方針	「III. 補正前後比較表」による。
資料 2－2－2 入力津波による津波防護対象設備への 影響評価	「III. 補正前後比較表」による。
資料 3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。
資料 4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。
別添 1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	「III. 補正前後比較表」による。
別添 2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針	「III. 補正前後比較表」による。
資料 5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。
資料 10 耐震性に関する説明書	
資料 10－1 耐震設計の基本方針	「III. 補正前後比較表」による。
資料 10－4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	「III. 補正前後比較表」による。
資料 10－5 波及的影響に係る基本方針	「III. 補正前後比較表」による。
別添 1－1 火災防護設備の耐震計算の方針	「III. 補正前後比較表」による。
別添 2－1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針	「III. 補正前後比較表」による。
資料 12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	
資料 12－1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。
資料 12－2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画	「III. 補正前後比較表」による。
資料 17 緊急時対策所の機能に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
別添 固定源及び可動源の特定について	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。
別紙1 調査対象とする有毒化学物質について	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。
別紙2 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。
資料19 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。
資料19-1 溢水等による損傷防止の基本方針	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。
資料19-2 防護すべき設備の設定	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。
資料19-3 溢水評価条件の設定	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。
資料19-4 溢水影響に関する評価	追加する。「IV. 補正内容を反映した書類」による。

II. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2019年12月12日付け関原発第383号にて申請した工事計画認可申請書（2020年4月3日付け関原発第3号にて一部補正）について、「II. 工事計画」、「V. 変更の理由」、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」、「資料2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」、「資料3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」、「資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」、「資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」、「資料10 耐震性に関する説明書」、「資料12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」及び「資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書」の記載の適正化及び記載の充実のため補正する。

また、平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正されたことを踏まえ、緊急時対策所に係る発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行うため補正する。

III. 補正前後比較表

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 原子炉本体 9 原子炉本体に係る工事の方法】

変更前	変更後	備考																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p> </td><td> <p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p> </td><td> <p>記載の適正化</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>表4 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体）※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査</td><td>材料検査 寸法検査</td><td>使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>(2) 燃料要素に係る次の検査</td><td>外観検査</td><td>有害な欠陥等がないことを確認する。</td></tr> <tr> <td>一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査 六 漏えい検査（この表の(3)に掲げる検査が行われる場合を除く。）</td><td>表面汚染密度検査 溶接部の非破壊検査 漏えい検査</td><td>表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。 溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。 漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。</td></tr> <tr> <td>(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査</td><td>圧力検査</td><td>初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査（この表の(2)に掲げる検査が行われる場合を除く。） 四 質量検査</td><td>質量検査</td><td>燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。</p>	変更前	変更後	<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>記載の適正化</p>	検査項目	検査方法	判定基準	(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査	材料検査 寸法検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	(2) 燃料要素に係る次の検査	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。	一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査 六 漏えい検査（この表の(3)に掲げる検査が行われる場合を除く。）	表面汚染密度検査 溶接部の非破壊検査 漏えい検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。 溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。 漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。	(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査（この表の(2)に掲げる検査が行われる場合を除く。） 四 質量検査	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p> </td><td> <p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>表4 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体）※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>検査方法</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査</td><td>材料検査 寸法検査</td><td>使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>(2) 燃料要素に係る次の検査</td><td>外観検査</td><td>有害な欠陥等がないことを確認する。</td></tr> <tr> <td>一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査 六 漏えい検査（この表の(3)に掲げる検査が行われる場合を除く。）</td><td>表面汚染密度検査 溶接部の非破壊検査 漏えい検査</td><td>表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。 溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。 漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。</td></tr> <tr> <td>(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査</td><td>圧力検査</td><td>初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査（この表の(2)に掲げる検査が行われる場合を除く。） 四 質量検査</td><td>質量検査</td><td>燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。</p>	変更前	変更後	<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	検査項目	検査方法	判定基準	(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査	材料検査 寸法検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	(2) 燃料要素に係る次の検査	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。	一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査 六 漏えい検査（この表の(3)に掲げる検査が行われる場合を除く。）	表面汚染密度検査 溶接部の非破壊検査 漏えい検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。 溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。 漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。	(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査（この表の(2)に掲げる検査が行われる場合を除く。） 四 質量検査	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。	<p>記載の適正化</p>
変更前	変更後																																														
<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>記載の適正化</p>																																													
検査項目	検査方法	判定基準																																													
(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査	材料検査 寸法検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。																																													
(2) 燃料要素に係る次の検査	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。																																													
一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査 六 漏えい検査（この表の(3)に掲げる検査が行われる場合を除く。）	表面汚染密度検査 溶接部の非破壊検査 漏えい検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。 溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。 漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。																																													
(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。																																													
一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査（この表の(2)に掲げる検査が行われる場合を除く。） 四 質量検査	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。																																													
変更前	変更後																																														
<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>	<p>2.1.3 燃料体に係る検査</p> <p>燃料体については、以下(1)～(3)の加工の工程ごとに表4に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。</p> <p>(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>(2) 燃料要素の加工が完了した時</p> <p>(3) 加工が完了した時</p> <p>また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。</p>																																														
検査項目	検査方法	判定基準																																													
(1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査	材料検査 寸法検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。																																													
(2) 燃料要素に係る次の検査	外観検査	有害な欠陥等がないことを確認する。																																													
一 寸法検査 二 外観検査 三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査 六 漏えい検査（この表の(3)に掲げる検査が行われる場合を除く。）	表面汚染密度検査 溶接部の非破壊検査 漏えい検査	表面に付着している核燃料物質の量が技術基準の規定を満足することを確認する。 溶接部の健全性を非破壊検査等により確認する。 漏えい試験における漏えい量が、技術基準の規定を満足することを確認する。																																													
(3) 組み立てられた燃料体に係る次の検査	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。																																													
一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査（この表の(2)に掲げる検査が行われる場合を除く。） 四 質量検査	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。																																													

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 原子炉本体 9 原子炉本体に係る工事の方法】

変更前	変更後	備考									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">変更前</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"> f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。 h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、削除又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止栓の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。 i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。 </td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: right;">3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。 </td><td style="padding: 2px;"> a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。 </td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。 h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、削除又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止栓の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。 i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。		3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。	3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。		a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。	a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。		記載の適正化
変更前	変更後										
f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。 h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、削除又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止栓の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。 i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。											
3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。	3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。										
a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。	a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。 c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。 d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。 e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。 f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。 g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。										

変更前		変更後		備考
<p>5 浸水防護施設</p> <p>3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>本工事計画における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に関係する範囲に限る。なお、第2章における2、3項、2、5項、2、6項、2、8項及び3項については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号並びに2、1項、2、2項、2、4項及び2、7項については、平成31年2月6日付け原規規発第1902066号にて認可された工事計画による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に対する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」と並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に対する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に関係する範囲に限る。なお、第2章における2、3項及び3項については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号並びに2、7項については、平成31年2月6日付け原規規発第1902066号にて認可された工事計画による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に対する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」と並びにこれらの解釈による。</p>	<p>記載の適正化 (第2章1、4項の変更に伴う修正)</p>
<p>5 浸水防護施設</p> <p>3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>本工事計画における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に限る。なお、第2章における2、3項及び3項については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号並びに2、7項については、平成31年2月6日付け原規規発第1902066号にて認可された工事計画による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に対する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」と並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に対する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」と並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に対する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」と並びにこれらの解釈による。</p>	<p>記載の適正化 (基本設計方針追記に伴う既工認證記載込みの削除)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象設備 設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用陸水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」とする）。 津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。 さらに、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設を含めて津波防護対象設備とする。</p> <p>1. 2 入力津波の設定 各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への週上に伴う入力津波（以下「週上波」という。）と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う入力津波（以下「経路からの津波」という。）を設定する。 入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する。</p>	<p>変更後</p> <p>を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象設備 設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用陸水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」とする）。 津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。 さらに、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設を含めて津波防護対象設備とする。</p> <p>1. 2 入力津波の設定 各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への週上に伴う入力津波（以下「週上波」という。）と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う入力津波（以下「経路からの津波」という。）を設定する。 入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する。</p>	<p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p>
		<p>記載の適正化 (第2章1.4項の変更に伴う修正)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり (03-II-8-5-3-3 同様に記載内容繰り上がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>断層で1cm未満のわざかな隆起であり、地震による地盤変動の影響がないと評価する。また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p> <p>1. 3 津波防護対策</p> <p>「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <p>入力津波の変更等が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善にに関する手順を定める。</p> <p>a. 敷地への浸水防止（外部防護1）</p> <p>(a) 遷上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>遷上波による敷地周辺の週上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遷上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年にに対する期待値と、入力津波で考慮した削減率を評価する。</p>	<p>変更後</p> <p>断層で1cm未満のわざかな隆起であり、地震による地盤変動の影響がないと評価する。また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p> <p>1. 3 津波防護対策</p> <p>「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <p>入力津波の変更等が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善にに関する手順を定める。</p> <p>a. 敷地への浸水防止（外部防護1）</p> <p>(a) 遷上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>遷上波による敷地周辺の週上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遷上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年にに対する期待値と、入力津波で考慮した削減率を評価する。</p>	<p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化 (第2章1.4項の変更に伴う修正)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり (03-II-8-5-3-5 ~ 03-II-8-5-3-9同様に記載内容繰り上がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>1. 4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設については、「1・2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を担なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。</p> <p>(a) 津波防護施設 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 津波防護施設のうち防護壁については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を維持する設計とする。また、津波防護施設のうち貯水堰については、津波による水位低下時に海水ポンプの取水に必要な海水を確保するのに必要な高さで設置し、止水性を維持する設計とする。 主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ゴムで止水処置を講じる設計とする。</p> <p>(b) 浸水防止設備 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>1. 4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備、津波影響軽減施設についてでは、「1・2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を担なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。</p> <p>(a) 津波防護施設 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 津波防護施設のうち防護壁については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を維持する設計とする。また、津波防護施設のうち貯水堰については、津波による水位低下時に海水ポンプの取水に必要な海水を確保するのに必要な高さで設置し、止水性を維持する設計とする。 主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ゴムで止水処置を講じる設計とする。</p> <p>(b) 浸水防止設備 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 海水ポンプエリアの浸水防止設備については、海水ポンプ室床面</p>	<p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化 (津波監視カメラ設置高さの明確化 に伴う修正)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>海水ボンブエリアの浸水防止設備については、海水ボンブ室内面 T.P. [] m に海水ボンブエリア浸水防止蓋及び止水壁を設置する。浸水防止設備は、試験等により閉止部等の止水性を確認した設備を設置する設計とする。</p> <p>(c) 津波監視設備 津波監視設備は、津波の襲来状況を監視できる設計とする。津波監視カメラは波力、漂流物の影響を受けない位置、潮位計は波力、漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、漂流物の影響を受けた場合であっても他の津波監視設備で機能補完を行う設計とする。さらに、基準地震動に対して機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件(積雪、風荷重等)との組合せを適切に考慮する。</p> <p>津波監視設備のうち津波監視カメラは、3号機及び4号機の非常用所内電源設備から給電するとともに映像信号を中央制御室へ伝送し、中央制御室にて周囲の状況を昼夜にわたり監視できるよう、暗視機能を有する設計とする。</p>	<p>海水ボンブエリアの浸水防止設備については、海水ボンブ室内面 T.P. [] m に海水ボンブエリア浸水防止蓋及び止水壁を設置する。浸水防止設備は、試験等により閉止部等の止水性を確認した設備を設置する設計とする。</p> <p>(c) 津波監視設備 津波監視設備は、津波の襲来状況を監視できる設計とする。津波監視カメラは波力、漂流物の影響を受けない位置、潮位計は波力、漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。具体的には、3号機原子炉格納施設に設置する津波監視カメラについて、T.P. [] m の高さに設置する。また、漂流物の影響を受けた場合であっても他の津波監視設備で機能補完を行う設計とする。さらに、基準地震動に対して機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件(積雪、風荷重等)との組合せを適切に考慮する。</p> <p>津波監視設備のうち津波監視カメラは、3号機及び4号機の非常用所内電源設備から給電するとともに映像信号を中央制御室へ伝送し、中央制御室にて周囲の状況を昼夜にわたり監視できるよう、暗視機能を有する設計とする。</p> <p>津波監視設備のうち潮位計は、経路からの津波に対し海水ボンブ室の上昇側及び下降側の水位変動のうち 2 台は T.P. [] m から T.P. [] m を、もう 1 台は T.P. [] m から T.P. [] m を測定可能とし、非接触式の潮位検出器により計測できる設計とする。また、潮位計は 3 号機及び 4 号機の非常用所内電源設備から給電し、中央制御室から監視可能な設計とする。</p>	(前頁への記載内容繰り上がり)
<p>- 03-II-8-5-3-11 -</p>	<p>- 03-II-8-5-3-11 -</p>	<p>記載の充実 (津波監視カメラ設置高さの明確化)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>(d) 津波影響軽減施設</p> <p>津波防護施設は、津波防護施設及び浸水防止設備への津波による影響を軽減する機能を保持する設計とする。また、地震後ににおいて、津波による影響を軽減する機能が保持できる設計とする。</p> <p>津波影響軽減施設である防波堤は、取水路東側に設置する設計とする。</p> <p>(a) 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>(b) 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p>	<p>(d) 津波影響軽減施設</p> <p>津波影響軽減施設は、津波防護施設及び浸水防止設備への津波による影響を軽減する機能を保持する設計とする。また、地震後ににおいて、津波による影響を軽減する機能が保持できる設計とする。</p> <p>津波影響軽減施設である防波堤は、取水路東側に設置する設計とする。</p> <p>(d) 津波影響軽減施設</p> <p>津波影響軽減施設は、津波防護施設及び津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>b. 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>(a) 荷重の組合せ</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪による荷重及び余震として考えられる地震 (Sd-1) に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対する荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>津波影響軽減施設の設計においては、基準地震動による地盤力を</p>	(前頁への記載内容繰り上がり)
<p>(d) 津波影響軽減施設</p> <p>津波防護施設は、津波防護施設及び浸水防止設備への津波による影響を軽減する機能を保持する設計とする。また、地震後ににおいて、津波による影響を軽減する機能が保持できる設計とする。</p> <p>津波影響軽減施設である防波堤は、取水路東側に設置する設計とする。</p> <p>(d) 津波影響軽減施設</p> <p>津波影響軽減施設は、津波防護施設及び津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>b. 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>(a) 荷重の組合せ</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪による荷重及び余震として考えられる地震 (Sd-1) に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対する荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>津波影響軽減施設の設計においては、基準地震動による地盤力を</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(津波監視カメラ設置高さの明確化に伴う修正)</p>	(次頁記載内容繰り上がり)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>(b) 許容限界 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態にとどまるることを基本とする。 津波影響軽減施設の許容限界は、津波の繰返し作用を想定し、施設が機能喪失する変形に至らないこと及び終局状態に至らないことを確認する。</p> <p>変更なし</p> <p>1. 5 設備の共用 浸水防護施設のうち津波防護に関する施設は、号機の区分けなく一体となった津波防護対策及び監視を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>考慮し、適切に組み合わせる。</p> <p>(b) 許容限界 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態にとどまるることを基本とする。 津波影響軽減施設の許容限界は、津波の繰返し作用を想定し、施設が機能喪失する変形に至らないこと及び終局状態に至らないことを確認する。</p> <p>考慮し、適切に組み合わせる。</p> <p>(b) 許容限界 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態にとどまるることを基本とする。 津波影響軽減施設の許容限界は、津波の繰返し作用を想定し、施設が機能喪失する変形に至らないこと及び終局状態に至らないことを確認する。</p> <p>1. 5 設備の共用 浸水防護施設のうち津波防護に関する施設は、号機の区分けなく一体とした津波防護対策及び監視を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1. 5 設備の共用 浸水防護施設内における溢水等による損傷の防止 変更なし</p> <p>2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 変更なし</p> <p>2. 1 溢水防護等の基本方針 設計基準対象施設が、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全性を損なうおそれのない設計とする。そのために、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」(平成26年8月6日原規技発第1408064号原子力規制委員会決定)（以下「評価ガイド」という。）を踏まえて、溢水防護に係る設計時に、原子炉施設内における溢水の発生による影響を評価し、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護処置その他の適切な処置を講じる。（以下「溢水評価」という。）具体的には、運転状態にある場合は、原子</p>	<p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化 (津波監視カメラ設置高さの明確化に伴う修正)</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
変更前	変更後	
	<p>炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、高温停止状態にある場合は低温停止できる設計とし、低温停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。</p> <p>さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針に基づき、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、これらにより発生する溢水の影響を受けて運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対応するために必要な機器に対し、單一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備（以下「防護対象設備」という。）が浸水防護や検知機能等によって、発生を想定する没水、被水及び蒸気の影響を受けて、要求される機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>重大事故等対応設備については、溢水影響を受けて設計基準事故対応設備、燃料ピット冷却浄化系の設備及び燃料取替用水系の設備と同時に要求される機能を損なうおそれのない設計とするために、被水又は蒸気影響に対しては可能な限り設計・基準事故対応設備等の配置も含めて位置的分散を図り、没水影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</p> <p>溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」とい</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>う。)として防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。</p> <p>なお、抽出された防護すべき設備のうち、溢水の影響を受けない静的機器、原子炉格納容器内に設置される設備、フェイルボジュヨンで要求される機能を損なわない設備、要求機能が他の設備により代替される補助給水隔離弁及び屋外の高所に設置される設備については、要求される機能を損なうおそれはない。</p> <p>鯨谷タンクエリアにて発生する溢水は、立坑及び排水トンネル(3・4号機共用、1号機に設置(以下同じ。))を設置し、構外へ排水する設計とする。</p> <p>原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備(ポンプ、弁、使用済燃料ピット、燃料取替用キャナル、キヤスクピット、燃料検査ピット、燃料取替用水ピット及び原子炉キャビティ(キャナル含む。))から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、溢水防護区画において、各種対策設備の追加及び資機材の持込み等により評価条件としている可燃性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行う運用とする。また、溢水全般について教育を定期的に実施する運用とする。</p> <p>2. 2 溢水源及び溢水量の設定 溢水影響を評価するたために、想定する機器(配管及び容器)の破損により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。)、発電</p> <p style="text-align: center;">変更後</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消防水の放水による溢水」という。）、地震に起因する機器の破損及び使用溶剤料ピット等のスロッシングにより生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）並びにその他の要因（地下水の流入、地震以外の自然現象に起因して生じる破損等）により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）を踏まえ、溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>(1) 想定破損による溢水</p> <p>想定破損による溢水では、高エネルギー配管（呼び径 25A(1B)を超える配管でプラントの通常運転時に運転温度が 95°C を超えるか又は運転圧力が 1.9MPa[gage] を超える配管）は「完全金剛破壊」又はダーミナルエンドを除き応力評価の結果により発生応力が許容応力の 0.4 倍を超える 0.8 倍以下であれば「配管内径の 1/2 の長さと配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）による溢水を想定した評価とし、異常の検知、事象の判断及び備えい箇所の特定並びに漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（自動隔離又は運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。また、隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を考慮して溢水量を算出する。具体的には、補助蒸気系について貫通クラックを想定する。</p> <p>低エネルギー配管（呼び径 25A(1B)を超える配管でプラントの通常運転時に運転温度が 95°C 以下で、かつ、運転圧力が 1.9MPa[gage] 以下の配管）は貫通クラックによる溢水を想定し、</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更後</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>隔離による漏えい停止に必要な時間から溢水量を算出する。また、隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を考慮して溢水量を算出する。具体的には、海水ポンプエリア内の低エネルギー配管については貫通クラックを想定する。ただし、応力評価結果により、発生応力が許容応力の0.4倍以下を満足する配管については破損を想定しない。具体的には、防護すべき設備が設置される建屋内の低エネルギー配管（重大事故等対処設備配管を含む。）については、発生応力が許容応力の0.4倍以下を確保することとし、破損を想定しない。</p> <p>隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水を考慮し、想定する破損箇所は防護すべき設備への溢水影響が最も大きくなる位置とする。</p> <p>なお、想定破損において配管応力評価に基づき破損形状の設定を行う場合は、評価結果に影響するような配管減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>高エネルギー配管として運転している時間の割合が、当該系統の運転している時間の2%又はphantom運転期間の1%より小さいことから低エネルギー配管とする場合は、低エネルギー配管とみなす条件を満足していることを確認するため、運転時間実績管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>配管の想定破損による溢水評価において、溢水量を制限するため漏えい停止操作に期待する場合は、溢水発生時に的操作を行うため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理す</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>る。また、運転員が溢水発生時に的確な判断、操作等を行うため、溢水発生時の対処に係る訓練を定期的に実施する運用とする。</p> <p>(2) 消火水の放水による溢水</p> <p>消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消防栓又はスプリンクラーからの放水量を溢水量として設定する。消防栓については、3時間の放水により想定される溢水量又は火災発が小さい場合には、その可燃生物質の量及び等価火災時間を考慮した消火活動に伴う放水により想定される溢水量を設定する。</p> <p>スプリンクラーからの放水（誤作動を含む。）については、火災防護設備の基本設計方針（平成29年8月25日付け原規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」）の放水量に基づき、放水停止に要する時間については、火災発生時の中央制御室での警報発信後から、現場到着までの時間、状況確認及びスプリンクラーの放水停止までの時間に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。</p> <p>スプリンクラーには自動起動及び手動起動があるが、溢水評価においては両者を区別せずに溢水量を算出する。</p> <p>なお、高エネルギー配管破断時の環境温度よりも高い作動温度のスプリンクラーヘッドを適用することで高エネルギー配管の破損によつてもスプリンクラーが誤って作動しないため、高エネルギー配管破断とスプリンクラーからの放水による溢水をあわせて想定しない。スプリンクラー設備の設計については、火災防護設備の基本設計方針（平成29年8月25日付け原規発第1708254</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>る。また、運転員が溢水発生時に的確な判断、操作等を行うため、溢水発生時の対処に係る訓練を定期的に実施する運用とする。</p> <p>(2) 消火水の放水による溢水</p> <p>消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消防栓又はスプリンクラーからの放水量を溢水量として設定する。消防栓については、3時間の放水により想定される溢水量又は火災発が小さい場合には、その可燃生物質の量及び等価火災時間を考慮した消火活動に伴う放水により想定される溢水量を設定する。</p> <p>スプリンクラーからの放水（誤作動を含む。）については、火災防護設備の基本設計方針（平成29年8月25日付け原規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」）の放水量に基づき、放水停止に要する時間については、火災発生時の中央制御室での警報発信後から、現場到着までの時間、状況確認及びスプリンクラーの放水停止までの時間に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。</p> <p>スプリンクラーには自動起動及び手動起動があるが、溢水評価においては両者を区別せずに溢水量を算出する。</p> <p>なお、高エネルギー配管破断時の環境温度よりも高い作動温度のスプリンクラーヘッドを適用することで高エネルギー配管の破損によつてもスプリンクラーが誤って作動しないため、高エネルギー配管破断とスプリンクラーからの放水による溢水をあわせて想定しない。スプリンクラー設備の設計については、火災防護設備の基本設計方針（平成29年8月25日付け原規発第1708254</p>	記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>号にて認可された工事計画の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」による。</p> <p>スプリンクラーからの放水によって、同時に2系統の防護すべき設備が機能喪失するおそれがあるエリアにはハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置することで、防護すべき設備の要求される機能を損なうおそれのない設計とする。ハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置したエリアでは溢水量を考慮しないが、隣接するエリアでの消火栓からの放水及びスプリンクラーからの放水による溢水の伝播を考慮して溢水量を算出する。なお、高エネルギー配管の破損によるスプリンクラー配管の設計については防止対策を図る設計とする。スプリンクラー配管の設計については、火災防護設備の基本設計方針(平成29年8月25日付け原規規第1708254号にて認可された工事計画の添付資料7「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」)による。</p> <p>発電所内で生じる異常状態の最大防止のために設置される消火栓及びスプリンクラー以外の設備として、格納容器ブレイ系があるが、格納容器ブレイ系の作動により発生する溢水についても、原子炉格納容器内ののみ生じ、防護すべき設備は耐環境性があることから、原子炉格納容器内の防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれはない。なお、格納容器ブレイ系の作動回路は、チャンネルの単一故障を想定してもその機能を失うことがなく、かつ、誤信号発生による誤動作を防止する設計とする。具体的には、原子炉格納容器圧力異常高の「2 out of 4」信号による自動作動又は中央制御盤上の操作スイッチ2個を同時に操作す</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>	記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>ることによる手動作動としていることを確認する設計とする。 スプリンクラーからの放水による溢水軒廊において、溢水量を制限するために漏えい停止操作に期待する場合は、溢水発生時に確実に操作を行いうため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。また、運転員が溢水発生時に的確な判断、操作等を行うため、溢水発生時の対処に係る訓練を定期的に実施する運用とする。</p> <p>(3) 地震起因による溢水 地震起因による溢水では、流体を内包する溢水源となり得る機器のうち、基準地震動による地盤力に対して、破損するおそれがある機器を溢水クラス機器（重大事故等対応設備を含む。）については、基準地震動による地盤力に対して、破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震B、Cクラス機器のうち、耐震Sクラスの機器と同様に基準地震動による地盤力に対して、耐震性が確保されているもの（水位制限によるものを含む。）又は耐震対策工事により、耐震性が確保されるもの（平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13別添3「溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書」による。）については溢水源として想定しない。防護すべき設備が設置される建屋において、溢水が伝播するおそれのないよう必要に応じてタンクの水位制限を設ける場合</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	変更前	
	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>は、制限範囲内で運用するため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p>	<p>溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への漏水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。溢水源となる容器については全保有水量を溢水量とし、溢水源となる配管は完全全周破断を考慮した溢水量とする。なお、廃棄物処理建屋における溢水量の低減を図るため、機械式緊急遮断弁を設置し、系統隔離対策を考慮した設計とし、溢水量を算出する。地震の自然現象による波及的影響により発生する溢水に対しては、防護すべき設備及び溢水源となる屋外タンクの配置も踏まえて、最も厳しい条件となる自然現象による溢水の影響を考慮して溢水量を算出する。</p> <p>また、運転員による手動操作により漏えい停止を行う溢水源に対して、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出するとともに、隔離後の隔離範囲内の系統の保有水量を考慮して溢水量を算出する。</p> <p>基準地震動により発生する使用済燃料ピット（燃料取替用キヤナル、キャスクピット及び燃料換装ピットを含む。）のスロッシングにて使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量を算出する。</p> <p>燃料取替用木ピット及び復水ピットは、防護すべき設備が設置されておらず、地震に起因するスロッシングにより生じる溢水が</p>
		<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>原子炉周辺建屋へ伝播することを防止し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とするため、水槽屋等を設置していることから、溢水源としない。</p> <p>地震起因による溢水評価において、溢水量を制限するために漏えい停止操作に期待する場合は、溢水発生時に的確に操作を行うため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。また、運転員が溢水発生時に的確な判断、操作等を行うため、溢水発生時の対処に係る訓練を定期的に実施する運用とする。</p> <p>(4) その他の溢水</p> <p>その他の溢水については、地下水の流入、童巻による飛来物の衝突による屋外タンクの破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p> <p>地震、津波、童巻、地滑り及び降水の自然現象による既及的影響により発生する溢水に対しては、防護すべき設備及び溢水源となる屋外タンクの配置も踏まえて、最も厳しい条件となる自然現象による溢水の影響を考慮して溢水量を算出する。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>原子炉周辺建屋へ伝播することを防止し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とするため、水槽屋等を設置していることから、溢水源としない。</p> <p>地震起因による溢水評価において、溢水量を制限するために漏えい停止操作に期待する場合は、溢水発生時に的確に操作を行うため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。また、運転員が溢水発生時に的確な判断、操作等を行うため、溢水発生時の対処に係る訓練を定期的に実施する運用とする。</p> <p>(4) その他の溢水</p> <p>その他の溢水については、地下水の流入、童巻による飛来物の衝突による屋外タンクの破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p> <p>地震、津波、童巻、地滑り及び降水の自然現象による既及的影響により発生する溢水に対しては、防護すべき設備及び溢水源となる屋外タンクの配置も踏まえて、最も厳しい条件となる自然現象による溢水の影響を考慮して溢水量を算出する。</p> <p>2.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水影響を評価するために、溢水防護上の評価区画及び溢水経路を設定する。</p> <p>溢水防護区画は、防護すべき設備を設置しているすべての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス経路について設定する。</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>溢水防護区画は壁、扉及び扉又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として確定する。溢水経路は溢水防護区画の水位が最も高くなるように保守的に経路を設定する。</p> <p>現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて環境の温度及び放射線量並びに薬品、溢水水位及び漂流物による影響を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。</p> <p>また、消防活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。火災により壁貫通部止水装置の機能を損なうおそれがある場合でも、当該貫通部からの消火水の伝播により、防護すべき設備が溢水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>溢水の伝播を防止するため水密扉を設置する場合は、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を的確に行いうため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>2. 4 建屋内の防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(1) 溢水影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>また、溢水の流入状態、溢水源からの距離、運転員のアクセス</p>	記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>等による一時的な水位変動を考慮し、機能喪失高さは溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。具体的には、防護すべき設備に対して溢水防護区画ごとに算出される溢水水位にゆらぎの影響を踏まえた裕度 □mm を確保する。</p> <p>没水の影響により、防護すべき設備が溢水水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水により発生する水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁、扉、堰又は貫通部止水処置により溢水伝播を防止するための対策又は対象設備の水密化処置を実施する。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は止水に必要な構造強度を評価することで、止水性を確認する設計とする。</p> <p>消火栓を用いた放水（ガス消火エリアの消火栓を含む。）を行う場合は、防護すべき設備を消火栓の放水による溢水により機能喪失させないため、消火栓の放水時の注意事項を現場に表示することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>消火活動により防護すべき設備が浸水した場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認する運用とする。また、消火活動により放水した場合は、溢水評価に係る妥当性を確認するため、放水後の放水量の検証を行う運用とする。</p> <p>(2) 被水影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>溢水源からの直線動道及び放物線動道の飛散による被水又は天井面開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。防護すべき設備が、浸水に対する防護仕様を</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>有し被水影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない設計又は機能を損なうおそれがない配置とする。</p> <p>また、被水影響を受けて要求される機能を損なうおそれのある場合には、保護カバーや盤筐体扉部のハッチンにより要求される機能を損なうおそれのない設計とし、実機での被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれのないことを被水試験により確認する設計とする。</p> <p>防護すべき設備が被水した場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわっていいことを確認する運用とする。</p> <p>(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定破損発生区画内で想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、漏えい蒸気にによる環境条件(圧力、温度及び湿度)が、蒸気爆発試験又は試験困難な場合に実施した既往の知見に基づく試験相当の評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件を超えることがなく、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのない設計又は防護すべき設備が蒸気影響を受けた要求される機能を損なうおそれのない配置とする。</p> <p>なお、漏えい蒸気の状況による影響を確認するために、実機を模擬した空調条件や解析区画を設定して解析を実施する。</p> <p>漏えい蒸気影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、蒸気漏えいを自動検知し、隔離(直ちに環境温度が上昇し、健全性が確認されている条件を超えるおそ</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>	記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>れるがいる場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離）を行うために、蒸気漏えい検知システム（温度センサ、蒸気止め弁、漏えい検知監視盤及び漏えい検知制御盤）を設置する。</p> <p>蒸気止め弁は、補助蒸気系に設置し隔離信号発信後 □秒以内に自動隔離する設計とする。蒸気漏えいの自動検知及び遠隔隔離だけでは、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある配管破断想定箇所には、ターミナルエンド防護カバーを設置し、ターミナルエンド防護カバーと配管のすき間（両側合計 □mm 以下）を緩定することで漏えい蒸気影響を緩和する設計とする。</p> <p>防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合は、防護すべき設備の要求される機能が損なわれないことを確認する運用とする。</p> <p>(4) その他の溢水影響に対する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>その他の溢水のうち機器の誤動作や弁のグランド部、配管フレンジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム又は運転員の状況確認により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等により漏えいを止めることで防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれのない設計とする。このため、漏えいを止めることを的確に実施するため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の算出に当たつ</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>では、基準地盤動による地盤力に対して生じるスロッシング現象を3次元流動解析により評価し、使用済燃料ピット外へ漏えいする水量を考慮して溢水量を算出する。また、使用済燃料ピットの初期水位等の評価条件は保守的となるよう設計する。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料ピット水位を求め、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料が貯蔵されている状態（燃料取替時を除く。）での放熱線業務従事者の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足する遮蔽機能並びに使用済燃料ピットへの給水機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>2. 5 建屋外の防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>屋外タンクで発生を想定する溢水等による影響を評価し、建屋外に設置される防護すべき設備が、要求される機能を有するかのない設計とする。</p> <p>溢水による浸水の影響により、防護すべき設備が、要求される機能を損なうおそれがある場合には、浸水防護施設による対策を実施する。</p> <p>具体的には、海水ポンプエリア内にある防護すべき設備である海水ポンプが海水ポンプエリア内及びエリア外で発生する溢水の影響を受けて、要求される機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>海水ポンプエリア外で発生する地震、竜巻、地滑り及び降水による溢水が、壁、扉、堰等による溢水伝播防止対策を考慮しない場合においても、海水ポンプエリアに伝播しない設計とする。</p>	<p>変更なし</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>海水ポンプエリア内で発生する想定破損による低エネルギー配管の貫通クラックによる溢水、消防水の放水による溢水、地震起因による溢水及び降水による溢水を海水ポンプエリアから海水ポンプエリア内の防護すべき設備が要求される機能を有するおそれのない、設計とする。なお、評価ガイドに基づき、海水ポンプエリア浸水防止蓋のうち排出量が最も大きい箇所からの流出は期待しないものとして排出量を算出する。なお、防護すべき設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>2. 6 建屋外からの流入防止に関する溢水評価及び防護設計方針 防護すべき設備が設置される建屋外で、発生を想定する循環水管伸縮部の全円周状の破損、2次系機器の破損及び屋外タンクの破損による溢水の影響を評価し、防護すべき設備が設置される建屋内へ溢水が流入し伝播するおそれがない設計とする。 防護すべき設備が設置される建屋外で、発生を想定する溢水が建屋内へ伝播するおそれがある場合は、溢水水位に対して止水性を維持する扉の設置及び貫通部止水処置を実施し、溢水の伝播を防止する設計とする。 また、防護すべき設備が設置される建屋外で発生を想定する地下水は、建屋最下層にある導水サンプに集水し、海水サンプポンプにより排水する設計とする。 自然現象による溢水影響については、地震、竜巻、地滑り及び降水による溢水が、防護すべき設備が設置される建屋内へ流入し伝播</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II 工事計画 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>するおそれのない設計とする。具体的には、地震、竜巻、地滑り及び降水により、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播するおそれのない設計とする。地滑りについては、溢水が発生しないことを確認する方針とする。</p> <p>なお、循環水管の損傷箇所からの津波による海水の流入については、別途実施する「1・3津波防護対策」の津波浸水量を考慮する。なお、取・放水側からタービン建屋への流入を想定しても、津波到達前のタービン建屋内の溢水による水頭圧により、津波の流入がないことを確認する方針とする。</p> <p>鯨谷タンクエリアに立坑及び排水トンネルを設置し、溢水を構例外へ排水する設計とする。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は止水に必要な構造強度を評価することで、止水性を確認する設計とする。</p> <p>防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播するおそれのないよう必要に応じてタンクの水位制限を設ける場合は、制限範囲内で運用するため、手順を整備することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p style="text-align: center;">変更後</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護施設 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考										
<p>(2) 適用基準及び適用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1・施設共通の適用基準及び適用規格 (該当施設)」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号) ・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号) ・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号) ・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」 ・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 </td><td> <p>変更なし</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1・施設共通の適用基準及び適用規格 (該当施設)」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号) ・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号) ・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号) ・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」 ・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 	<p>変更なし</p>		<p>(2) 適用基準及び適用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1・施設共通の適用基準及び適用規格 (該当施設)」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号) ・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号) ・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号) ・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成30年1月24日原規技発第1801246号) ・「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」 </td><td> <p>変更なし</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1・施設共通の適用基準及び適用規格 (該当施設)」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号) ・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号) ・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号) ・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成30年1月24日原規技発第1801246号) ・「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」 	<p>変更なし</p>		<p>記載の適正化 (溢水防護に係る技術基準規則等一部改正に伴う変更の反映)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり (03-II-8-5-3-適2及び03-II-8-5-3-適3同様に記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後											
<p>第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1・施設共通の適用基準及び適用規格 (該当施設)」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号) ・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号) ・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号) ・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」 ・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 	<p>変更なし</p>											
変更前	変更後											
<p>第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1・施設共通の適用基準及び適用規格 (該当施設)」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号) ・建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号) ・消防法 (昭和23年7月24日法律第186号) ・消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成30年1月24日原規技発第1801246号) ・「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会)」 	<p>変更なし</p>											

9 緊急時対策所
1 緊急時対策所機能

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能】

変更前	変更後	備考			
<p style="text-align: center;">(1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更前</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更後</th> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等による発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、可搬式モニタリングポスト(3・4号機共用)^(注)、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対応を行う要員がどこまでも対応するものとする。</p> </td> <td style="padding: 10px;"> <p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等による発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、可搬式モニタリングポスト(3・4号機共用)^(注)、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対応を行う要員がどこまでも対応するものとする。</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等による発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、可搬式モニタリングポスト(3・4号機共用)^(注)、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対応を行う要員がどこまでも対応するものとする。</p>	<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等による発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、可搬式モニタリングポスト(3・4号機共用)^(注)、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対応を行う要員がどこまでも対応するものとする。</p>	<p>記載の適正化(緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計の追加による)</p>
変更前	変更後				
<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等による発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、可搬式モニタリングポスト(3・4号機共用)^(注)、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対応を行う要員がどこまでも対応するものとする。</p>	<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等による発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するために必要な換気設備の操作に係る確実な判断ができるよう、可搬式モニタリングポスト(3・4号機共用)^(注)、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対応を行う要員がどこまでも対応するものとする。</p>				
<p style="text-align: center;">(1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更前</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更後</th> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能</p> <p>緊急時対策所(3・4号機共用)は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> </td> <td style="padding: 10px;"> <p>9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能</p> <p>緊急時対策所(3・4号機共用)は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能</p> <p>緊急時対策所(3・4号機共用)は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p>	<p>9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能</p> <p>緊急時対策所(3・4号機共用)は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p>	
変更前	変更後				
<p>9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能</p> <p>緊急時対策所(3・4号機共用)は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p>	<p>9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能</p> <p>緊急時対策所(3・4号機共用)は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p>				

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能】

変更前	変更後	備考										
<p>(2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるものとする。</p> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、プラントパラメータ等の必要なデータを表示できるものとする。</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外開連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p> </td><td> <p>緊急時対策所（3・4号機共用）は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>— (注2)</p> </td><td> <p>記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計の追加による）</p> </td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるものとする。</p> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、プラントパラメータ等の必要なデータを表示できるものとする。</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外開連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p>	<p>緊急時対策所（3・4号機共用）は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>— (注2)</p>	<p>記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計の追加による）</p>	<p>(2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるものとする。</p> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、プラントパラメータ等の必要なデータを表示できるものとする。</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外開連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p> </td><td> <p>緊急時対策所（3・4号機共用）は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>— (注2)</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるものとする。</p> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、プラントパラメータ等の必要なデータを表示できるものとする。</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外開連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p>	<p>緊急時対策所（3・4号機共用）は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>— (注2)</p>		
変更前	変更後											
<p>策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるものとする。</p> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、プラントパラメータ等の必要なデータを表示できるものとする。</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外開連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p>	<p>緊急時対策所（3・4号機共用）は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>— (注2)</p>	<p>記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計の追加による）</p>										
変更前	変更後											
<p>策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるものとする。</p> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、プラントパラメータ等の必要なデータを表示できるものとする。</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外開連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p>	<p>緊急時対策所（3・4号機共用）は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>— (注2)</p>											

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能】

変更前	変更後	備考								
<p>(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには、関係要員が必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができるとともに、生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するためには、必要な換気設備の操作による確実な判断ができるよう、緊急時対策所外可搬型エリモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるるものとする。</p> </td><td> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室</p> </td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには、関係要員が必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができるとともに、生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するためには、必要な換気設備の操作による確実な判断ができるよう、緊急時対策所外可搬型エリモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるるものとする。</p>	<p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室</p>	<p>(3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには、関係要員が必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができるとともに、生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するためには、必要な換気設備の操作による確実な判断ができるよう、緊急時対策所外可搬型エリモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるるものとする。</p> </td><td> <p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室</p> </td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには、関係要員が必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができるとともに、生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するためには、必要な換気設備の操作による確実な判断ができるよう、緊急時対策所外可搬型エリモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるるものとする。</p>	<p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室</p>	<p>記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計の追加による）</p>
変更前	変更後									
<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには、関係要員が必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができるとともに、生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するためには、必要な換気設備の操作による確実な判断ができるよう、緊急時対策所外可搬型エリモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるるものとする。</p>	<p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室</p>									
変更前	変更後									
<p>a. 居住性の確保に関する機能</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合において、当該事故等に対処するためには、関係要員が必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、関係要員が必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができるとともに、生体遮蔽装置及び換気設備の性能とあいまって、当該事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するためには、必要な換気設備の操作による確実な判断ができるよう、緊急時対策所外可搬型エリモニタ(3・4号機共用)等の放射線管理用計測装置による放射線量の監視、測定ができるものとする。</p> <p>1 次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲であることを正確に把握することができるるものとする。</p>	<p>b. 情報の把握に関する機能</p> <p>1 次冷却材喪失事故等が発生した場合において、中央制御室</p>									

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>(4/4)</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外関連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E RSS）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p> <p>(注1) 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置であり、緊急時対策所機能として兼用</p> <p>(注2) 1号機及び2号機原子炉補助建屋内から緊急時対策所建屋内への緊急時対策所機能の移行をもつて廃止</p>	<p>変更後</p> <p>(4/5)</p> <p>c. 通信連絡に関する機能</p> <p>1次冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員への指示や発電所外関連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E RSS）等へ必要なデータを表示できるものとする。</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に処するためには必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所内にほどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において許可施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化物質（以下「固定源」という）</p>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>
<p>変更前</p> <p>- 03-II-8-9-1-4/E -</p>	<p>変更後</p> <p>- 03-II-8-9-1-4 -</p>	<p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>(5/5)</p> <p>及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護による影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参考して評価を実施し、有毒ガスが大気中に大量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を判定する。</p> <p>固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（3・4号機共用）の隔壁等の対策により指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保管管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p>(注1) 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置であり、緊急時対策所機能として兼用</p> <p>(注2) 1号機及び2号機原子炉輔助建屋内から緊急時対策所建屋内への緊急時対策所機能の移行をもつて廃止</p>	(前頁記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>より伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>1. 2 設備の共用</p> <p>緊急時対策所は、事故処置において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な生体遮蔽装置（緊急時対策所遮蔽（3・4号機共用）、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上を図れることから、3号機及び4号機で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号機及び4号機各自に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所は、1号機及び2号機の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提として1号機及び2号機原子炉補助建屋内に設置し、遮蔽のみを共用するため、1号機及び2号機に悪影響を及ぼさない。</p>	<p>より伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>1. 2 設備の共用</p> <p>緊急時対策所は、事故処置において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な生体遮蔽装置（緊急時対策所遮蔽（3・4号機共用）、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上を図れることから、3号機及び4号機で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号機及び4号機各自に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこがないよう、緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において防護施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護による影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対する影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対する影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加</p>
<p>より伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>1. 2 設備の共用</p> <p>緊急時対策所は、事故処置において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な生体遮蔽装置（緊急時対策所遮蔽（3・4号機共用）、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上を図れることから、3号機及び4号機で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号機及び4号機各自に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこがないよう、緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において防護施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護による影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対する影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対する影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p>	<p>より伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>1. 2 設備の共用</p> <p>緊急時対策所は、事故処置において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な生体遮蔽装置（緊急時対策所遮蔽（3・4号機共用）、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上を図れることから、3号機及び4号機で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号機及び4号機各自に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこがないよう、緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において防護施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護による影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対する影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対する影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p>	<p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p>変更前</p> <p>1. 2 機器の共用</p> <p>緊急時対策所は、事故対応において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ベースを共用化し、事故対応に必要な生体遮蔽装置（緊急時対策所遮蔽（3・4号機共同）、安全パラメータ表示システム（S.P.D.S）、安全パラメータ伝送システム、S.P.D.S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上を図ることから、3号機及び4号機で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号機及び4号機各自に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所は、1号機及び2号機の原子炉容器に燃料が裝備されないことを前提として1号機及び2号機原子炉輔助建屋方に設置し、遮蔽のみを共用するため、1号機及び2号機に悪影響を及ぼさ</p> <p>変更後</p> <p>1. 2 機器の共用</p> <p>緊急時対策所は、事故対応において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ベースを共用化し、事故対応に必要な生体遮蔽装置（緊急時対策所遮蔽（3・4号機共同）、安全パラメータ表示システム（S.P.D.S）、安全パラメータ伝送システム、S.P.D.S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするとともに、安全性の向上を図ることから、3号機及び4号機で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号機及び4号機各自に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所は、1号機及び2号機の原子炉容器に燃料が裝備されないことを前提として1号機及び2号機原子炉輔助建屋方に設置し、遮蔽のみを実施するため、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	(前頁記載内容繰り下がり)

(次頁への記載内容繰り下がり (03-II-8-9-2-8/E同様に記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

〔II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(2) 適用基準及び適用規格		変更前	変更後	備考
		変更前	変更後	
第1章 共通項目 緊急時対策所に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉 冷却系施設、火災防護設備、浸水防護施設の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。			変更なし	
第2章 個別項目 緊急時対策所に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号） ・「鉱山保安法施行規則」（平成 16 年 9 月 27 日経済産業省令第 96 号、 最終改正平成 26 年 6 月 24 日経済産業省令第 32 号） ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（昭和 2 年 8 月 30 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂） ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和 57 年 1 月 28 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂） ・JSME S NC1－2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ・原子力発電所放射線遮へい設計指針（IEAG615-2003）（平成 15 年 5 月 30 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂） ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（昭和 57 年 1 月 28 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂） ・JSME S NC1－2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ・原子力発電所放射線遮へい設計指針（IEAG615-2003）（平成 15 年 5 月 30 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂）		変更なし		
(2) 適用基準及び適用規格	変更前	変更後		有毒ガス防護に係る実用発電用原子 炉及びその附属施設の技術基準に関 する規則及び同解釈の一部の改正を 踏まえた追加
第1章 共通項目 緊急時対策所に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉 冷却系施設、火災防護設備、浸水防護施設の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。		変更なし		
第2章 個別項目 緊急時対策所に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号） ・「鉱山保安法施行規則」（平成 16 年 9 月 27 日経済産業省令第 96 号、 最終改正平成 26 年 6 月 24 日経済産業省令第 32 号） ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂） ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和 57 年 1 月 28 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂） ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂） ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和 57 年 1 月 28 日 原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂）				

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>23 日制定</p> <p>変更前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所耐震設計技術指針「重要度分類・許容応力限度編」(JEAG4601・補-1984) ((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987(社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版 ((社)日本電気協会) ・「原子力発電所放射線遮へい設計規程」(JEAC4615-2008) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) (平成21年6月23日制定) ・新版機械工学便覧 (1987年日本機械学会編) ・発電用原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日 原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改訂) <p>上記の他「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド (平成25年6月19日原規技発第13061918号原子力規制委員会決定)」を参照する。</p>	<p>変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JEAC4615-2003) (平成15年5月23日制定) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版 ((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針「重要度分類・許容応力限度編」(JEAG4601・補-1984) ((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAC4615-2008 ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) (平成21年6月23日制定) ・新版機械工学便覧 (1987年日本機械学会編) ・発電用原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日 原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改訂) 	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部の改正を踏まえた追加</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p style="text-align: center;">上記の他「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る検査ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061918号原子力規制委員会決定）及び「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（平成29年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定）」を参照する。</p>	<p>有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部の改正を踏まえた追加</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V. 変更の理由】

変更前	変更後	備考
<p>V. 変更の理由</p> <p>大飯発電所の緊急時対策所については、現在運用中の1号機及び2号機原子炉補助建屋内に設置している緊急時対策所にて「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）への適合性を確保しているものの、新たに設置する緊急時対策所建屋内にその機能を移行する計画としており、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって発電用原子炉設置変更許可を受領している。</p> <p>本工事計画では、緊急時対策所機能について、現在運用中の1号機及び2号機原子炉補助建屋内から緊急時対策所建屋内に移行する。</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>V. 変更の理由</p> <p>大飯発電所の緊急時対策所については、現在運用中の1号機及び2号機原子炉補助建屋内に設置している緊急時対策所にて「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）への適合性を確保しているものの、新たに設置する緊急時対策所建屋内にその機能を移行する計画としており、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって発電用原子炉設置変更許可を受領している。</p> <p>本工事計画では、緊急時対策所機能について、現在運用中の1号機及び2号機原子炉補助建屋内から緊急時対策所建屋内に移行する。</p> <p><u>また、平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈の一部が改正されたことを踏まえ、緊急時対策所に係る発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。</u></p>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置設計の追加による変更理由の追加</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【VI. 添付書類 1. 添付資料】

変更前	変更後	備考
<p>資料16 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>資料18 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>資料16 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>資料17 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>資料18 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p><u>資料19 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</u></p>	<p>記載の充実 (溢水防護に関する説明の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【(1) 添付資料 目次】

変更前	変更後	備考
<p>資料1 6 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 <u>資料1 7 緊急時対策所の機能に関する説明書</u> <u>資料1 8 緊急時対策所の居住性に関する説明書</u> 別添 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのフィルタ除去性能の維持について 別紙 計算機プログラム（解析コード）の概要 </p>	<p>資料1 6 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 資料1 7 緊急時対策所の機能に関する説明書 <u>別添 固定源及び可動源の特定について</u> <u>別紙1 調査対象とする有毒化学物質について</u> <u>別紙2 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について</u> 資料1 8 緊急時対策所の居住性に関する説明書 別添 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのフィルタ除去性能の維持について 別紙 計算機プログラム（解析コード）の概要 <u>資料1 9 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</u> <u>資料1 9-1 溢水等による損傷防止の基本方針</u> <u>資料1 9-2 防護すべき設備の設定</u> <u>資料1 9-3 溢水評価条件の設定</u> <u>資料1 9-4 溢水影響に関する評価</u></p>	<p>緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加 記載の充実 (溢水防護に関する説明の追加)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
<p style="text-align: center;">(資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>変更後</p> <p>備考</p> </td><td></td></tr> <tr> <td> <p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> </td><td> <p>変更後</p> <p>備考</p> </td><td>(前頁記載内容繰り下がり)</td></tr> </table>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p>	<p>変更後</p> <p>備考</p>		<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p>	<p>変更後</p> <p>備考</p>	(前頁記載内容繰り下がり)	<p>変更後</p> <p>備考</p>	(前頁記載内容繰り下がり)
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p>	<p>変更後</p> <p>備考</p>							
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p>	<p>変更後</p> <p>備考</p>	(前頁記載内容繰り下がり)						

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>b. 重大事故対処施設(原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通話装置等を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載)</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(c-1-3) 共用の禁止</p> <p>1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(3) 共用の禁止</p> <p>當設重大事故対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設においては、共用しないと設計する。</p> <p>ただし、当用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故に対するための必要な機能を満たしつつ、2以上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対しても影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>①共用する設備は、非常用給水装置のうち新水槽、鳥瞰圖電力盤及び、鍋炉(3号炉及び4号炉のうち最も先端を除く)のディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む)、燃料油燃焼装置、重油タンク、重油供給装置、安全バッテリ表示システム(S.P.D.S.)、安全バッテリ伝送システム、S.P.D.S.</p> <p>1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(3) 共用の禁止</p> <p>當設重大事故対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において是用しないと設計とする。</p> <p>ただし、当用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故に対するための必要な機能を満たしつつ、2以上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対しても影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>①共用する設備は、非常用給水装置のうち新水槽、鳥瞰圖電力盤及び、鍋炉(3号炉及び4号炉のうち最も先端を除く)のディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む)、燃料油燃焼装置、重油タンク、重油供給装置、安全バッテリ表示システム(S.P.D.S.)、安全バッテリ伝送システム、S.P.D.S.</p> <p><中略></p>	<p>b. 重大事故対処施設(原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通話装置等を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載)</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(c-1-3) 共用の禁止</p> <p>1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(3) 共用の禁止</p> <p>當設重大事故対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において是用しないと設計とする。</p> <p>ただし、当用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故に対するための必要な機能を満たしつつ、2以上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対しても影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>①共用する設備は、非常用給水装置のうち新水槽、鳥瞰圖電力盤及び、鍋炉(3号炉及び4号炉のうち最も先端を除く)のディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む)、燃料油燃焼装置、重油タンク、重油供給装置、安全バッテリ表示システム(S.P.D.S.)、安全バッテリ伝送システム、S.P.D.S.</p> <p>1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(3) 共用の禁止</p> <p>當設重大事故対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において是用しないと設計とする。</p> <p>ただし、当用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故に対するための必要な機能を満たしつつ、2以上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対しても影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>①共用する設備は、非常用給水装置のうち新水槽、鳥瞰圖電力盤及び、鍋炉(3号炉及び4号炉のうち最も先端を除く)のディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む)、燃料油燃焼装置、重油タンク、重油供給装置、安全バッテリ表示システム(S.P.D.S.)、安全バッテリ伝送システム、S.P.D.S.</p> <p><中略></p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり) 記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>（前頁記載内容繰り下がり）</p>
<p>2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>2. 3. 3 設計方針</p> <p>a. 自然現象</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>(b) 安全地に対する影響評価及び危険回避策</p> <p>屋外の地震対象施設は、安全機能を有する重大事故等対応設備、設計基準等及び重大事故等時における圧力、温度等の格納容器・フレイ水による影響を考慮して、その機能を確保する設計とする。安全地設置及び重大事故等に対する影響は、主たる流路及びその周囲に影響を与える範囲の機能性は、主たる流路とその周囲の流路に影響を及ぼす範囲を同一又は同等の規格で設計することにより、流路としての機能を維持する設計とする。</p> <p>5. 1. 5 防護条件等</p> <p>(3) 電磁波による影響</p> <p>電磁波による影響に対しては、重大事故等対応設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの影響</p> <p>安全地設置は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部入人現象による周辺機器からの影響により、発電用原寸半導体装置等の安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p>5. 1. 5 防護条件等</p> <p>(3) 電磁波による影響</p> <p>電磁波による影響に対しては、重大事故等対応設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの影響</p> <p>安全地設置は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部入人現象による周辺機器からの影響により、発電用原寸半導体装置等の安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p>5. 1. 5 防護条件等</p> <p>(3) 電磁波による影響</p> <p>電磁波による影響に対しては、重大事故等対応設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの影響</p> <p>安全地設置は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部入人現象による周辺機器からの影響により、発電用原寸半導体装置等の安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p>	<p>（記載の充実（整合性の明確化））</p>	
<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>（次頁への記載内容繰り下がり（03-添1-1-□-20及び03-添1-1-□-21同様に記載内容繰り下がり））</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

(前頁記載内容繰り下がり)

緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加

(次頁への記載内容繰り下がり (03-添1-1-ヌ-2及び03-添1-1-ヌ-3同様に記載内容繰り下がり))

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

〔資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性〕

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合栏</p> <p>備考</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合栏</p> <p>備考</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化(緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 設計と評議</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備 (発電所外) 設計が工事の計画において、発電所外の原子力事業本部・本店、国土・社会共同体、その他の関係機関等の必要な場合において、十分な連絡を確保することができるようとして、十分な設備の加入電話(3・4号機共用、3号機に依管)、携帯電話(3・4号機共用、3号機に依管)、加入端末シリミリ(3・4号機共用、3号機に依管)、電力保安用電話設備(社内TV会議システム(3・4号機共用、3号機に設置)、電力保安用電話設備(社内TV会議システム(3・4号機共用、3号機に設置)、電星電話(可搬)、無線通話装置、緊急時施設システム(3・4号機共用、3号機に設置))以下同じ。)、衛星電話(可搬)、無線通話装置、緊急時施設ネットワークに接続する通信連絡設備(3・4号機共用、3号機に設置)。(以下同じ。)を設置又は保管する。 <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所(社内)の通信連絡を十分に確保できる場所(社外)に必要な通信設備(緊急時対策所(社外)にて、必要な数の電星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(固定)、3号機に依管、3号機にネットワークに接続する通信連絡設備を設置)は保管する。</p> <p>(1) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所に係る設備を含む以下の指針を講じる。 <中略></p> <p>c. 緊急時対策所は、代替交換源からの送電可能な設計とし、代替電源(①設置許可申請書(本文))</p> <p>- 03-添1-1-4-12 -</p> <p>【緊急時対策所】 (基本計画方針) 1. 1 緊急時対策所の設置等 (2) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所に係る設備を含む以下の指針を講じる。 <中略></p> <p>緊急時対策所は、代替電源からの送電を可能とするよう、 緊急時対策所は、代替電源からの送電を可能とするよう、</p> <p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 設計と評議</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備 (発電所外) 設計が工事の計画において、発電所外の原子力事業本部・本店、国土・社会共同体、その他の関係機関等の必要な場合において、十分な連絡を確保することができるようとして、十分な設備の加入電話(3・4号機共用、3号機に依管)、携帯電話(3・4号機共用、3号機に依管)、加入端末シリミリ(3・4号機共用、3号機に依管)、無線通話装置(社内TV会議システム(3・4号機共用、3号機に設置)、電力保安用電話設備(可搬)、無線通話装置、緊急時施設システム(3・4号機共用、3号機に設置))以下同じ。)、衛星電話(可搬)、無線通話装置、緊急時施設ネットワークに接続する通信連絡設備(3・4号機共用、3号機に設置)。(以下同じ。)を設置又は保管する。 <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所(社外)に必要な通信設備(緊急時対策所(社外)にて、必要な数の電星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(固定)、3号機に依管、3号機にネットワークに接続する通信連絡設備を設置)は保管する。</p> <p>(1) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所に係る設備を含む以下の指針を講じる。 <中略></p> <p>c. 緊急時対策所は、代替交換源からの送電を可能とするよう、 緊急時対策所は、代替交換源からの送電を可能とするよう、</p> <p>【緊急時対策所】 (基本計画方針) 1. 1 緊急時対策所の設置等 (2) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所に係る設備を含む以下の指針を講じる。 <中略></p> <p>緊急時対策所は、代替交換源からの送電を可能とするよう、 緊急時対策所は、代替交換源からの送電を可能とするよう、</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり) 記載の適正化(緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり(03-添1-1-ヌ-13同様に記載内容繰り下がり))</p>		

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

備考	変更後	変更前	設置変更許可申請書(本文)
(前頁記載内容繰り下がり)	記載の適正化(緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化)	記載の適正化(緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化)	設置変更許可申請書(本文) 設計及び工事の計画 該当事項 該設備は、②緊急時対策所及び重大事故等時共に使用する。
P03-添1-3-14を再掲。 2)計測制御系施設	P03-添1-3-14を再掲。 2)計測制御系施設	P03-添1-3-14を再掲。 2)計測制御系施設	設置変更許可申請書(本文) 設計及び工事の計画 該当事項 該設備は、②緊急時対策所及び重大事故等時共に使用する。
（前頁記載内容繰り下がり）	（次頁への記載内容繰り下がり）		

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

設置変更許可申請書（本文）		設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（本文）	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）	<中略>	1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）	<中略>	1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）	<中略>	（前頁記載内容繰り下がり）
また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、空港パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））を制御層間に一式設置する。	<中略>	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、空港パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））を制御層間に一式設置する。	<中略>	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、空港パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））を制御層間に一式設置する。	<中略>	記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化）
重大事故等が発生した場合において、発電所外（社外）の通信路を守る必有のある場所と通信路を行なうために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）（「3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。））、監視測定通信システム及び監全原子防災ネットワークに接続する通信新設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星合子力防災ネットワークに接続する通信新設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の備えを保管する。	<中略>	重大事故等が発生した場合において、発電所外（社外）の通信路を守る必有のある場所と通信路を行なうために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）（「3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。））、監視測定通信システム及び監全原子防災ネットワークに接続する通信新設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星合子力防災ネットワークに接続する通信新設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の備えを保管する。	<中略>	重大事故等が発生した場合において、発電所外（社外）の通信路を守る必有のある場所と通信路を行なうために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）（「3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。））、監視測定通信システム及び監全原子防災ネットワークに接続する通信新設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星合子力防災ネットワークに接続する通信新設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の備えを保管する。	<中略>	（次頁への記載内容繰り下がり）

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

備考	変更後	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(本文)	変更前
総合性	総合性	該当事項	該当事項	該当事項	該当事項
(前頁記載内容繰り下がり)	- 03-添1-1-k-19 -	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(本文)
記載の適正化(緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化)	- 03-添1-1-k-20 -	設備及び工事の計画 該当事項	設備及び工事の計画 該当事項	設備及び工事の計画 該当事項	設備及び工事の計画 該当事項

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考		
<p style="text-align: center;">設置変更許可申請書(本文)</p> <p style="text-align: center;">設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備 (発電所内) 　　<中略> 上記の連絡を行うために必要な通信装置として十分な数量の事故一各放送装置（「3・4号機共用、3号機」設置）以下同じ。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として十分な数量の運送指令設備（「3・4号機共用、3号機」設置）、「3・4号機共用、4号機」設置（以下同じ。）、電力保安信号電話装置（「3・4号機共用、3号機」設置）、「3・4号機共用、4号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。）、衛星電話（「3・4号機共用、3号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、無線通話装置（「3・4号機共用、3号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））及び無線装置（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））を設置又は保管する。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合はにおいて、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、緊急連絡通信システム及び総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡装置又は保管する設計とする。衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急連絡対策室に保管し、衛星電話システム及び総合原子炉防災ネットワークには接続する設計とする。なお、可搬型については必要な数値に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備 (発電所外) 　　<中略> 重大事故等が発生した場合はにおいて、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、緊急連絡通信システム及び総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡装置又は保管する設計とする。衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急連絡対策室に保管し、衛星電話システム及び総合原子炉防災ネットワークには接続する設計とする。なお、可搬型については必要な数値に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。</p> </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">- 03-添1-1-k-20 -</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">- 03-添1-1-k-21 -</td></tr> </table>	<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備 (発電所内) 　　<中略> 上記の連絡を行うために必要な通信装置として十分な数量の事故一各放送装置（「3・4号機共用、3号機」設置）以下同じ。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として十分な数量の運送指令設備（「3・4号機共用、3号機」設置）、「3・4号機共用、4号機」設置（以下同じ。）、電力保安信号電話装置（「3・4号機共用、3号機」設置）、「3・4号機共用、4号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。）、衛星電話（「3・4号機共用、3号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、無線通話装置（「3・4号機共用、3号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））及び無線装置（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））を設置又は保管する。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合はにおいて、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、緊急連絡通信システム及び総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡装置又は保管する設計とする。衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急連絡対策室に保管し、衛星電話システム及び総合原子炉防災ネットワークには接続する設計とする。なお、可搬型については必要な数値に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備 (発電所外) 　　<中略> 重大事故等が発生した場合はにおいて、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、緊急連絡通信システム及び総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡装置又は保管する設計とする。衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急連絡対策室に保管し、衛星電話システム及び総合原子炉防災ネットワークには接続する設計とする。なお、可搬型については必要な数値に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。</p>	- 03-添1-1-k-20 -	- 03-添1-1-k-21 -	(前頁記載内容繰り下がり) 記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化）
<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備 (発電所内) 　　<中略> 上記の連絡を行うために必要な通信装置として十分な数量の事故一各放送装置（「3・4号機共用、3号機」設置）以下同じ。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として十分な数量の運送指令設備（「3・4号機共用、3号機」設置）、「3・4号機共用、4号機」設置（以下同じ。）、電力保安信号電話装置（「3・4号機共用、3号機」設置）、「3・4号機共用、4号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。）、衛星電話（「3・4号機共用、3号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、無線通話装置（「3・4号機共用、3号機」設置、「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））及び無線装置（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））を設置又は保管する。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合はにおいて、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、緊急連絡通信システム及び総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡装置又は保管する設計とする。衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急連絡対策室に保管し、衛星電話システム及び総合原子炉防災ネットワークには接続する設計とする。なお、可搬型については必要な数値に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備 (発電所外) 　　<中略> 重大事故等が発生した場合はにおいて、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）（「3・4号機共用、3号機」保管（以下同じ。））、緊急連絡通信システム及び総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡装置又は保管する設計とする。衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急連絡対策室に保管し、衛星電話システム及び総合原子炉防災ネットワークには接続する設計とする。なお、可搬型については必要な数値に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。</p>	- 03-添1-1-k-20 -	- 03-添1-1-k-21 -		
設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(本文)	(次頁への記載内容繰り下がり (03-添1-1-ヌ-21同様に記載内容繰り下がり))		

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>【緊急時対策所】 (基本計画方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>緊急時対策所は、放射線防護施設のうち、必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所内に加压し放射性物質の侵入を遮断又は防止する換気装置並びに、緊急時対策所内へのガス等の放射性物質の侵入を遮断又は防止するための遮蔽装置を監視、測定する設計と実験管理計測装置により、居住性を確保する。 また、①緊急時対策所等ある重大な事故が発生した場合には、当該緊急時対策所の機械装置及び一時遮蔽装置が事象対策のために活動に支障がない範囲であることを正確に把握できるよう、可搬型遮蔽装置は「1.1 放射線防護施設の主要構造物を監視、測定する設計」として2個を含めて合計3個設置する。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所には、①緊急時対策所が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統施設の通信連絡設備（3・4号機共用、3号機に設置、「3・4号機共用、3号機に保管」以下同じ。）により緊急時対策所内の関係要員へ情報を伝達するための通信連絡及び発電所外に向けた通信連絡を行うための通信連絡設備である設計とする。また、重大事故が発生した場合には、主に以下の通り、発電所外への通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話（固定）（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））、衛星電話（燃焼）（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、衛星電話（G端末）（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、緊急時対策システム（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、緊急時対策装置（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、緊急時対策ネットワークに接続する通信連絡設備（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、運転指令設備（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、運転指令設備（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、電力保安通信電話設備（「3・4号機共用、3号機に保管」、「3・4号機共用、3号機に保管」以下同じ。）、加入電話（3・4号機共用、「3・4号機共用、3号機に保管」以下同じ。）、加入電話（3・4号機共用、「3・4号機共用、3号機に保管」以下同じ。）。</p> <p>- 03-添1-1-k-22 -</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>【緊急時対策所】 (基本計画方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>緊急時対策所は、放射線防護施設のうち、必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所内に加压し放射性物質の侵入を遮断又は防止する換気装置並びに、緊急時対策所内へのガス等の放射性物質の侵入を遮断又は防止するための遮蔽装置が把握できるよう、放散線量を監視、測定する設計とする。また、重大事故が発生した場合には、主に以下の通り、発電所外への通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話（固定）（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））、衛星電話（燃焼）（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、衛星電話（G端末）（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、緊急時対策システム（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、緊急時対策装置（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、緊急時対策ネットワークに接続する通信連絡設備（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、運転指令設備（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、運転指令設備（3・4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））、電力保安通信電話設備（「3・4号機共用、3号機に保管」、「3・4号機共用、3号機に保管」以下同じ。）、加入電話（3・4号機共用、「3・4号機共用、3号機に保管」以下同じ。）、加入電話（3・4号機共用、「3・4号機共用、3号機に保管」以下同じ。）。</p> <p>- 03-添1-1-k-23 -</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化）</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり (03-添1-1-k-23同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

[資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性]

変更前	変更後	備考
<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>10.12.2 重大事故時 10.12.2.1 要 重大事故等が発生した場合において、①発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 ■</p> <p>1. 4. 1 通信設備(発電所内) <中略> 重大事故等が発生した場合は、(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。(2)発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。■</p> <p>1. 4. 2 通信設備(発電所外) <中略> 重大事故等が発生した場合は、(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。■</p> <p>10.12.2.1 要 重大事故等が発生した場合において、①発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 ■</p> <p>1. 4. 1 通信設備(発電所内) <中略> 重大事故等が発生した場合は、(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。■</p> <p>1. 4. 2 通信設備(発電所外) <中略></p>	<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>10.12.2 重大事故時 10.12.2.1 要 重大事故等が発生した場合において、①発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 ■</p> <p>1. 4. 1 通信設備(発電所内) <中略> 重大事故等が発生した場合は、(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。■</p> <p>1. 4. 2 通信設備(発電所外) <中略> 重大事故等が発生した場合は、(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。■</p> <p>10.12.2.1 要 重大事故等が発生した場合において、①発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 ■</p> <p>1. 4. 1 通信設備(発電所内) <中略> 重大事故等が発生した場合は、(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。■</p> <p>1. 4. 2 通信設備(発電所外) <中略></p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化(緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考		
<p>設置変更許可申請書(本文) （③号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</p> <table border="1"> <tr> <td>（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</td> </tr> </table>	（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)	<p>設備名 電力供給用電信設備（3号及び4号炉共用） 側数 二点 設備名 加入電話（3号及び4号炉共用） 側数 二点 設備名 加入アラーム（3号及び4号炉共用） 側数 二点 設備名 無線直通装置（3号及び4号炉共用） 側数 二点 設備名 社内V会議システム（3号及び4号炉共用） 側数 二点</p> <p>（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</p> <table border="1"> <tr> <td>（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</td> </tr> </table>	（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)	<p>（前頁記載内容繰り下がり） 記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化）</p>
（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)				
（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)				
<p>（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</p> <table border="1"> <tr> <td>（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</td> </tr> </table>	（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)	<p>（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</p> <table border="1"> <tr> <td>（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)</td> </tr> </table>	（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)	<p>（次頁への記載内容繰り下がり）</p>
（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)				
（3号及び4号炉共用） 安全バリア伝送システム（3号及び4号炉共用） S.P.D.表示装置（3号及び4号炉共用） - （3号及び4号炉共用） 設置変更許可申請書(本文) ④、(3)(vi)より (①緊急時対策別に及ぼす通信遮断機上昇用)				

（下記））※設置又は保管する。

ま。

た。

る。

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

〔資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性〕

設置変更申請書（本文）		設置及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
設置変更申請書（本文）	設置変更申請書（本文）	設置及び工事の計画　該当事項	整合性	備考
又は保管する。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要データを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（「3・4号機生目、3号機に設置。（以降同じ。）」）を制御盤間に一式設置する。	0.地会電話、加入コードミニヨリ、社内T V会議システム、緊急時対策支援システム、純金原子力防災システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（「3・4号機生目、3号機に設置。（以降同じ。）」）を制御盤間に一式設置する。 <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信網絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数値の警報電話（専用）、②警報電話（専用）、③警報電話（専用）（「3・4号機生目、3号機に保管。（以下同じ。）」）、緊急時対策支援システム及び純金原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置すれば保管する設備とする。衛星電話（衛星）及び衛星電話（可搬）は、中央制御室及び緊急時対策所に保管し、緊急時対策基盤システム及び純合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。なお、可搬については必要な数値に加え、故障を考慮した数値の予備を保有する。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要データを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを制御盤間に一式設置する。	①改置変更申請可由申請者 設置及び工事の計画の基 本設計方針「1・4・1 本設計方針で設置基準改 善及び緊急時対策所も に適用する」としてある、 改置変更申請については、設 計及び工事の計画の「1・1・ 4・1・1-通信連絡設備（發 電所外）」及び「1・1・4・ 2-通信系統設備（發電 所外）」で設置基準改善 に適用する。 - 03-添1-1-3-33 -	(前頁記載内容繰り下がり)	
航行型通信装置、トランシーバー、②携帯電話、純金原子力防 災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時対策支援システム 及びS P D S表示装置は、①認定基準改訂及び販入 基準改訂時に適用する。	1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内） ①改置変更申請可由申請者 設置及び工事の計画の基 本設計方針「1・4・1 本設計方針で設置基準改 善及び緊急時対策所も に適用する」としてある、 改置変更申請については、設 計及び工事の計画の「1・1・ 4・1・1-通信連絡設備（發 電所外）」及び「1・1・4・ 2-通信系統設備（發電 所外）」で設置基準改善 に適用する。	又は保管する。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要データを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（「3・4号機生目、3号機に設置。（以降同じ。）」）を制御盤間に一式設置する。 <中略> ①地会電話、加入コードミニヨリ、社内T V会議システム、緊急時対策支援システム、純金原子力防災システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（「3・4号機生目、3号機に設置。（以下同じ。）」）及び多機能指令設備（「3・4号機生目、3号機に設置、3・4号機共用、4号機に設置。（以下同じ。）」）を制御盤間に一式設置する。 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信網絡をする必要のある場所と通信連絡を行るために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数値の警報電話（専用）、②警報電話（専用）、③警報電話（専用）（「3・4号機生目、3号機に保管。（以下同じ。）」）、緊急時対策支援システム及び純金原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置すれば保管する設備とする。衛星電話（衛星）及び衛星電話（可搬）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（衛星）及び純合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。なお、可搬については必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを制御盤間に一式設置する。	①改置変更申請可由申請者 設置及び工事の計画の基 本設計方針「1・4・1 本設計方針で設置基準改 善及び緊急時対策所も に適用する」としてある、 改置変更申請については、設 計及び工事の計画の「1・1・ 4・1・1-通信連絡設備（發 電所外）」及び「1・1・4・ 2-通信系統設備（發電 所外）」で設置基準改善 に適用する。	(記載の適正化（緊急時対策所に係る有毒ガスに対する防護措置の設計を追加することによる頁番号の適正化）
航行型通信装置、トランシーバー、②携帯電話、純金原子力防 災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時対策支援システム 及びS P D S表示装置は、①認定基準改訂及び販入 基準改訂時に適用する。	1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内） ①改置変更申請可由申請者 設置及び工事の計画の基 本設計方針「1・4・1 本設計方針で設置基準改 善及び緊急時対策所も に適用する」としてある、 改置変更申請については、設 計及び工事の計画の「1・1・ 4・1・1-通信連絡設備（發 電所外）」及び「1・1・4・ 2-通信系統設備（發電 所外）」で設置基準改善 に適用する。	航行型通信装置、トランシーバー、②携帯電話、純金原子力防 災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時対策支援システム 及びS P D S表示装置は、①認定基準改訂及び販入 基準改訂時に適用する。	(次頁への記載内容繰り下がり)	

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2-1-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス3に該当する構築物、系統及び機器であり、クラス3に該当する構築物、系統及び機器の安全機能が損なわれたとしても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対して、発電用原子炉施設の安全性を損なうことはないため、外部からの衝撃より防護すべき施設に該当しない。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と共通要因により同時に必要な機能が損なわれるよう、外部からの衝撃により防護すべき施設とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、既設の安全パラメータ表示システム（S P D S）（3・4号機共用、3号機に設置）については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画（以下「既工事計画」という。）にて、外部からの衝撃により要求される機能を損なうおそれがないことを確認している。</p> <p>2.4 組合せ</p> <p>地震を含む自然現象の組合せについて、重大事故等対処設備（緊急時対策所）に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可において示すとおり、地震、津波、風（台風）、積雪、地滑り及び火山による荷重である。これらの組合せの中から、大飯発電所の地域特性を踏まえ、荷重の組合せを考慮する。組み合わせる荷重の大きさについては、建築基準法に準じるものとする。</p>	<p>2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラス3に分類され、クラス3に該当する構築物、系統及び機器の安全機能が損なわれたとしても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対して、発電用原子炉施設の安全性を損なうことはないため、外部からの衝撃より防護すべき施設に該当しない。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と共通要因により同時に必要な機能が損なわれるよう、外部からの衝撃により防護すべき施設とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、既設の安全パラメータ表示システム（S P D S）（3・4号機共用、3号機に設置）については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画（以下「既工事計画」という。）にて、外部からの衝撃により要求される機能を損なうおそれがないことを確認している。</p> <p>2.4 組合せ</p> <p>地震を含む自然現象の組合せについて、重大事故等対処設備（緊急時対策所）に影響を与えるおそれのある自然現象の組合せは、設置（変更）許可において示すとおり、地震、津波、風（台風）、積雪、地滑り及び火山による荷重である。これらの組合せの中から、大飯発電所の地域特性を踏まえ、荷重の組合せを考慮する。組み合わせる荷重の大きさについては、建築基準法に準じるものとする。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2-1-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>(5) 降水</p> <p>敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947～2012年）によれば、80.2mm（1957年7月16日）である。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、降水に対して防水対策を行う設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>敷地付近で観測された積雪の深さの月最大値は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947～2012年）によれば、87cm（2012年2月2日）であり、この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量を用いて、積雪荷重を設定し、屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、積雪荷重に対して、損傷の防止が図られた緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、除雪により、積雪荷重に対して必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）に堆積する雪を除去することを保安規定に定める。</p> <p>また、重大事故等対処設備である緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋の一部であり、積雪による荷重に対して、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪に対する設計は、火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は必要に応じ避雷設備又は接地設備により、防護する設計とする。</p> <p>(8) 火山</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火山事象が発生した場合においても重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、緊急時対策所の機能に影響を及ぼし得る火山事象は降下火砕物のみであり、地質調査結果に文献調査結果も参考にして、敷地において考慮する火山事象としては、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物を考慮する。</p> <p>降下火砕物による直接的影響と間接的影響のそれぞれに対し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(5) 降水</p> <p>敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947～2012年）によれば、80.2mm（1957年7月16日）である。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、降水に対して防水対策を行う設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>敷地付近で観測された積雪の深さの月最大値は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947～2012年）によれば、87cm（2012年2月2日）であり、この観測記録を考慮して統計的に算出された建築基準法に基づく垂直積雪量を用いて、積雪荷重を設定し、屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、積雪荷重に対して、損傷の防止が図られた緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、除雪により、積雪荷重に対して必要な機能を損なうおそれがない設計とする。なお、屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）に堆積する雪を除去することを保安規定に定める。</p> <p>また、重大事故等対処設備である緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋の一部であり、積雪による荷重に対して、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪に対する設計は、火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は必要に応じ接地設備により、防護する設計とする。</p> <p>(8) 火山</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火山事象が発生した場合においても重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>将来の活動可能性が否定できない火山について、運用期間中の噴火規模を考慮し、緊急時対策所の機能に影響を及ぼし得る火山事象は降下火砕物のみであり、地質調査結果に文献調査結果も参考にして、敷地において考慮する火山事象としては、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物を考慮する。</p> <p>降下火砕物による直接的影響と間接的影響のそれぞれに対し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する対象有無の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2-1-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>火災に対して、火災源離隔距離が危険距離を上回っている緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、発電所港湾内に入港する船舶の火災に対して、中央制御室と位置的分散を考慮することにより、中央制御室と同時に必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備である緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋の一部であり、発電所港湾内に入港する船舶の火災に対して、火災源からの離隔距離が危険距離を上回っているため、影響はない。</p> <p>b. 航空機墜落による火災及び発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災</p> <p>屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、航空機墜落による火災及び発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災に対して、火災源からの離隔距離が危険距離を上回っている緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と位置的分散を考慮することにより、中央制御室と同時に必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備である緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋の一部であり、航空機墜落による火災及び発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災に対して、火災源からの離隔距離が危険距離を上回っているため、影響はない。</p> <p>(3) 有毒ガス</p> <p>発電所の敷地及び敷地周辺の状況を基に、想定される外部人為事象のうち外部火災による有毒ガスが発生した場合には、室内に滞在する人員の居住性を確保するために外気をしゃ断するダンバを設置することにより、有毒ガスの侵入を阻止する設計とする。</p> <p>なお、保安規定に外気吸入ダンバの閉止による外気のしゃ断又は空調ファンの停止による外気流入の抑制を定めることにより、有毒ガスの侵入を阻止するよう管理する。</p> <p>幹線道路、鉄道路線、船舶及び石油コンビナート施設は離隔距離を確保することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。</p> <p>(4) 船舶の衝突</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、船舶の衝突に対して、敷地高さ（E.L. [REDACTED]m以上）に設置し、船舶の衝突により影響を受けることはない設計とする。</p>	<p>火災に対して、火災源離隔距離が危険距離を上回っている緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、発電所港湾内に入港する船舶の火災に対して、中央制御室と位置的分散を考慮することにより、中央制御室と同時に必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備である緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋の一部であり、発電所港湾内に入港する船舶の火災に対して、火災源からの離隔距離が危険距離を上回っているため、影響はない。</p> <p>b. 航空機墜落による火災及び発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災</p> <p>発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災に対して、屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災源からの離隔距離が危険距離を上回っている緊急時対策所建屋内に設置する。緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋の一部であり、火災源からの離隔距離が危険距離を上回っているため、影響はない。また、屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と位置的分散を考慮することにより、中央制御室と同時に必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災に対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と位置的分散を考慮することにより、中央制御室と同時に必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(3) 有毒ガス</p> <p>発電所の敷地及び敷地周辺の状況を基に、想定される外部人為事象のうち外部火災による有毒ガスが発生した場合には、室内に滞在する人員の居住性を確保するために外気をしゃ断するダンバを設置することにより、有毒ガスの侵入を阻止する設計とする。</p> <p>なお、保安規定に外気吸入ダンバの閉止による外気のしゃ断又は空調ファンの停止による外気流入の抑制を定めることにより、有毒ガスの侵入を阻止するよう管理する。</p> <p>幹線道路、鉄道路線、船舶及び石油コンビナート施設は離隔距離を確保することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。</p> <p>(4) 船舶の衝突</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、船舶の衝突に対して、敷地高さ（E.L. [REDACTED]m以上）に設置し、船舶の衝突により影響を受けることはない設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>
<p>- 03-添2-1-1-9 -</p>	<p>- 03-添2-1-1-9 -</p>	

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2-1-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>(3) 地震荷重と風荷重及び積雪荷重の組合せ</p> <p>地震と風については、ともに最大荷重の継続時間は短く、同時に発生する確率は低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた大飯郡の基準風速32m/sとする。</p> <p>また、常時考慮すべき積雪荷重については、建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して建築基準法施行細則（福井県）に定められた大飯郡の垂直積雪量100cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p> <p>以上の主荷重と従荷重である風荷重の組合せの検討内容について整理した結果を、第4-3表に示す。</p> <p>4.1.4 自然現象の組合せの方針</p> <p>自然現象の組合せについて、火山については積雪と風（台風）、地震（Ss）については積雪の荷重を、施設の形状、配置に応じて考慮する。</p> <p>地震と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量100cm、基準風速32m/sとし、地震及び津波と組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、「3.1.1(6) 積雪」に従い、除雪により積雪荷重に対して必要な機能を損なうおそれがない設計とするため、地震の荷重の組合せは考慮しない。</p> <p>4.2 重大事故等時の荷重の考慮</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、重大事故等時の荷重を受けることはない。従って、自然現象による荷重と重大事故等時の荷重は重なることはない。</p> <p>4.3 組合せを考慮した荷重評価</p> <p>自然現象の組合せによる荷重、重大事故等時に生じる荷重、その他、常時作用する荷重（自重等）、運転時荷重の組合せについては、第4-4表に示す説明書にて評価する。</p>	<p>(3) 地震荷重と風荷重及び積雪荷重の組合せ</p> <p>地震と風については、ともに最大荷重の継続時間は短く、同時に発生する確率は低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。組み合わせる風速の大きさは、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた大飯郡の基準風速32m/sとする。</p> <p>また、常時考慮すべき積雪荷重については、建築基準法の多雪区域における積雪荷重と地震荷重の組合せを適用して建築基準法施行細則（福井県）に定められた大飯郡の垂直積雪量100cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p> <p>以上の主荷重と従荷重である風荷重の組合せの検討内容について整理した結果を、第4-3表に示す。</p> <p>4.1.4 自然現象の組合せの方針</p> <p>自然現象の組合せについて、火山については積雪と風（台風）、地震（Ss）については積雪の荷重を、施設の形状、配置に応じて考慮する。</p> <p>地震と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を準用して垂直積雪量100cm、基準風速32m/sとし、地震及び津波と組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p> <p>4.2 重大事故等時の荷重の考慮</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、重大事故等時の荷重を受けることはない。従って、自然現象による荷重と重大事故等時の荷重は重なることはない。</p> <p>4.3 組合せを考慮した荷重評価</p> <p>自然現象の組合せによる荷重、重大事故等時に生じる荷重、その他、常時作用する荷重（自重等）、運転時荷重の組合せについては、第4-4表に示す説明書にて評価する。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化のため削除)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2-2-2 入力津波による津波防護対象設備への影響評価】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、津波防護対策の方針として、津波防護対象設備（緊急時対策所）に対する入力津波の影響について説明するものである。</p> <p>津波防護対象設備（緊急時対策所）が、設置（変更）許可を受けた基準津波によりその<u>安全機能又は重大事故等</u>に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、海上への影響要因、浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備（緊急時対策所）に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>評価においては、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画（以下「既工事計画」という。）の添付資料2-2-3「入力津波の設定」に示す入力津波を用いる。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、津波防護対策の方針として、津波防護対象設備（緊急時対策所）に対する入力津波の影響について説明するものである。</p> <p>津波防護対象設備（緊急時対策所）が、設置（変更）許可を受けた基準津波により<u>重大事故等</u>に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、海上への影響要因、浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備（緊急時対策所）に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>評価においては、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画（以下「既工事計画」という。）の添付資料2-2-3「入力津波の設定」に示す入力津波を用いる。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>公称値については、要求される容量を上回る495ℓ/個（汎用品である当該タンク容量）とする。</p> <p>$V = C \times H = 38.1 \times 20 = 762\ell$ (1個当たり381ℓ)</p> <p>V : 電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）がタンクローリーによる給油が成立するまでに消費する容量 (ℓ)</p> <p>C : 緊急時対策所（3・4号機共用）への給電時の電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）の燃料消費率^(注1) (ℓ/h) = 38.1</p> <p>H : タンクローリーによる給油が成立するまでにかかる時間^(注2) (h) = 20.0</p> <p>2. 最高使用圧力 燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））を重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））が大気開放であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））を重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））が大気開放であり屋外に設置することから、外気の温度^(注2)を上回る、40℃とする。</p> <p>4. 個数 燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））は、電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）に附属する燃料タンクであり、電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）に燃料油を供給するために資料16「非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す必要な個数として電源車（緊急時対策所用）の発電機1台当たり2個設置する。</p> <p>(注1) 電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）の定格出力は176kWであるが、緊急時対策所（3・4号機共用）への給電における最大負荷に対する出力は112.7kWであることから、この最大負荷に余裕を見込んで64% (=112.7 ÷ 176 × 100) 以上の75%負荷運転時燃料消費率を容量計算に用いる。</p> <p>(注2) 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す大飯発電所における最</p>	<p>公称値については、要求される容量を上回る495ℓ/個（汎用品である当該タンク容量）とする。</p> <p>$V = C \times H = 38.1 \times 20 = 762\ell$ (1個当たり381ℓ)</p> <p>V : 電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）がタンクローリーによる給油が成立するまでに消費する容量 (ℓ)</p> <p>C : 緊急時対策所（3・4号機共用）への給電時の電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）の燃料消費率^(注1) (ℓ/h) = 38.1</p> <p>H : タンクローリーによる給油が成立するまでにかかる時間^(注2) (h) = 20.0</p> <p>2. 最高使用圧力 燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））を重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））が大気開放であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））を重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））が大気開放であり屋外に設置することから、外気の温度^(注3)を上回る、40℃とする。</p> <p>4. 個数 燃料タンク（3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））は、電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）に附属する燃料タンクであり、電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）に燃料油を供給するために資料16「非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す必要な個数として電源車（緊急時対策所用）の発電機1台当たり2個設置する。</p> <p>(注1) 電源車（緊急時対策所用）（3・4号機共用）の定格出力は176kWであるが、緊急時対策所（3・4号機共用）への給電における最大負荷に対する出力は112.7kWであることから、この最大負荷に余裕を見込んで64% (=112.7 ÷ 176 × 100) 以上の75%負荷運転時燃料消費率を容量計算に用いる。</p> <p>(注2) 電源車（緊急時対策所用）へのアクセスルート復旧時間（8.6時間）を上回る20時間とする。</p>	記載の充実

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>高の月平均気温である8月の約30.9°C（舞鶴特別地域気象観測所30.6°C、敦賀特別地域気象観測所30.9°C）とする。</p>	<p>(注3) 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す大飯発電所における最高の月平均気温である8月の約30.9°C（舞鶴特別地域気象観測所30.6°C、敦賀特別地域気象観測所30.9°C）とする。</p>	記載の充実

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																																														
<p>目 次</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 概要</td> <td>03-添4-1</td> </tr> <tr> <td>2. 基本方針</td> <td>03-添4-2</td> </tr> <tr> <td> 2.1 多様性及び位置的分散</td> <td>03-添4-2</td> </tr> <tr> <td> 2.2 悪影響防止</td> <td>03-添4-8</td> </tr> <tr> <td> 2.3 環境条件等</td> <td>03-添4-11</td> </tr> <tr> <td> 2.4 操作性及び試験・検査性</td> <td>03-添4-17</td> </tr> <tr> <td>3. 系統施設ごとの設計上の考慮</td> <td>03-添4-22</td> </tr> <tr> <td> 3.1 計測制御系統施設</td> <td>03-添4-22</td> </tr> <tr> <td> 3.2 放射線管理施設</td> <td>03-添4-24</td> </tr> <tr> <td> 3.3 その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>03-添4-25</td> </tr> <tr> <td> 3.3.1 非常用電源設備</td> <td>03-添4-25</td> </tr> <tr> <td> 3.3.2 浸水防護施設</td> <td>03-添4-26</td> </tr> <tr> <td> 3.3.3 緊急時対策所</td> <td>03-添4-26</td> </tr> <tr> <td>別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート</td> <td>別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート</td> <td>記載の適正化</td> </tr> <tr> <td>別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針</td> <td>別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		頁	1. 概要	03-添4-1	2. 基本方針	03-添4-2	2.1 多様性及び位置的分散	03-添4-2	2.2 悪影響防止	03-添4-8	2.3 環境条件等	03-添4-11	2.4 操作性及び試験・検査性	03-添4-17	3. 系統施設ごとの設計上の考慮	03-添4-22	3.1 計測制御系統施設	03-添4-22	3.2 放射線管理施設	03-添4-24	3.3 その他発電用原子炉の附属施設	03-添4-25	3.3.1 非常用電源設備	03-添4-25	3.3.2 浸水防護施設	03-添4-26	3.3.3 緊急時対策所	03-添4-26	別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	記載の適正化	別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針	別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針		<p>目 次</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 概要</td> <td>03-添4-1</td> </tr> <tr> <td>2. 基本方針</td> <td>03-添4-3</td> </tr> <tr> <td> 2.1 多様性及び位置的分散</td> <td>03-添4-3</td> </tr> <tr> <td> 2.2 悪影響防止</td> <td>03-添4-9</td> </tr> <tr> <td> 2.3 環境条件等</td> <td>03-添4-12</td> </tr> <tr> <td> 2.4 操作性及び試験・検査性</td> <td>03-添4-18</td> </tr> <tr> <td>3. 系統施設ごとの設計上の考慮</td> <td>03-添4-23</td> </tr> <tr> <td> 3.1 計測制御系統施設</td> <td>03-添4-23</td> </tr> <tr> <td> 3.2 放射線管理施設</td> <td>03-添4-25</td> </tr> <tr> <td> 3.3 その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>03-添4-26</td> </tr> <tr> <td> 3.3.1 非常用電源設備</td> <td>03-添4-26</td> </tr> <tr> <td> 3.3.2 浸水防護施設</td> <td>03-添4-27</td> </tr> <tr> <td> 3.3.3 緊急時対策所</td> <td>03-添4-27</td> </tr> </tbody> </table>		頁	1. 概要	03-添4-1	2. 基本方針	03-添4-3	2.1 多様性及び位置的分散	03-添4-3	2.2 悪影響防止	03-添4-9	2.3 環境条件等	03-添4-12	2.4 操作性及び試験・検査性	03-添4-18	3. 系統施設ごとの設計上の考慮	03-添4-23	3.1 計測制御系統施設	03-添4-23	3.2 放射線管理施設	03-添4-25	3.3 その他発電用原子炉の附属施設	03-添4-26	3.3.1 非常用電源設備	03-添4-26	3.3.2 浸水防護施設	03-添4-27	3.3.3 緊急時対策所	03-添4-27	
	頁																																																															
1. 概要	03-添4-1																																																															
2. 基本方針	03-添4-2																																																															
2.1 多様性及び位置的分散	03-添4-2																																																															
2.2 悪影響防止	03-添4-8																																																															
2.3 環境条件等	03-添4-11																																																															
2.4 操作性及び試験・検査性	03-添4-17																																																															
3. 系統施設ごとの設計上の考慮	03-添4-22																																																															
3.1 計測制御系統施設	03-添4-22																																																															
3.2 放射線管理施設	03-添4-24																																																															
3.3 その他発電用原子炉の附属施設	03-添4-25																																																															
3.3.1 非常用電源設備	03-添4-25																																																															
3.3.2 浸水防護施設	03-添4-26																																																															
3.3.3 緊急時対策所	03-添4-26																																																															
別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	記載の適正化																																																														
別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針	別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針																																																															
	頁																																																															
1. 概要	03-添4-1																																																															
2. 基本方針	03-添4-3																																																															
2.1 多様性及び位置的分散	03-添4-3																																																															
2.2 悪影響防止	03-添4-9																																																															
2.3 環境条件等	03-添4-12																																																															
2.4 操作性及び試験・検査性	03-添4-18																																																															
3. 系統施設ごとの設計上の考慮	03-添4-23																																																															
3.1 計測制御系統施設	03-添4-23																																																															
3.2 放射線管理施設	03-添4-25																																																															
3.3 その他発電用原子炉の附属施設	03-添4-26																																																															
3.3.1 非常用電源設備	03-添4-26																																																															
3.3.2 浸水防護施設	03-添4-27																																																															
3.3.3 緊急時対策所	03-添4-27																																																															

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第14条（第1項を除く。）、第15条（第1項、第3項、第4項及び第5項を除く。）及び第54条（第2項第1号、第3号、第3項第1号、第3号及び第7号を除く。）並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、緊急時対策所に係る設計基準対象施設（以下「設計基準対象施設（緊急時対策所）」という。）及び緊急時対策所に係る重大事故等対処設備（以下「重大事故等対処設備（緊急時対策所）」という。）が使用される条件の下における健全性について説明するものである。なお、<u>設計基準対象施設（緊急時対策所）</u>は、技術基準規則第14条第2項、<u>第15条第2項及び第6項</u>並びにそれらの解釈の適用設備（以下「安全設備（緊急時対策所）」）といふ。ただし、設計基準対象施設（緊急時対策所）は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」といふ。）」第2条第2項第9号に定める重要安全施設及び技術基準規則第2条第2項第9号に定める安全設備に該当しない。</p> <p>今回は、健全性として、設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）に要求される機能を有効に發揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「多様性及び位置的分散に関する事項（技術基準規則第54条第3項第5号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「多様性及び位置的分散」といふ。）、「共用化による他号機への悪影響も含めた、機器相互の悪影響（技術基準規則第15条第6項、第54条第1項第5号、第2項第2号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「悪影響防止」といふ。）、「設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第14条第2項、第54条第1項第1号、第6号、第3項第4号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「環境条件等」といふ。）及び「要求される機能を達成するために必要な操作性、試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項、第54条第1項第2号、第3号、第4号、第3項第2号、第6号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「操作性及び試験・検査性」といふ。）を説明する。</p> <p>なお、本工事計画において保管場所の変更となる放射線管理施設の計測装置も、多様性及び位置的分散、悪影響防止、環境条件等について説明する。</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、安全パラメータ表示システム（S P D S）（3・4号機共用、3号機に設置）が使用される条件の下における健全性については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画（以下「既工事計画」といふ。）の添付資料6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて確認している。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」といふ。）第14条（第1項を除く。）、第15条（第1項、第3項、第4項及び第5項を除く。）及び第54条（第2項第1号、第3号、第3項第1号、第3号及び第7号を除く。）並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」といふ。）に基づき、緊急時対策所に係る設計基準対象施設（以下「設計基準対象施設（緊急時対策所）」といふ。）及び緊急時対策所に係る重大事故等対処設備（以下「重大事故等対処設備（緊急時対策所）」といふ。）が使用される条件の下における健全性について説明するものである。なお、<u>緊急時対策所は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」においてクラスM S-3に分類されることから、設計基準対象施設（緊急時対策所）は、技術基準規則第14条第2項及び第15条第6項並びにそれらの解釈の適用設備に該当する。</u>ただし、設計基準対象施設（緊急時対策所）は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」といふ。）」第2条第2項第9号に定める重要安全施設及び技術基準規則第2条第2項第9号に定める安全設備に該当しない。</p> <p>今回は、健全性として、設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）に要求される機能を有効に發揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「多様性及び位置的分散に関する事項（技術基準規則第54条第3項第5号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「多様性及び位置的分散」といふ。）、「共用化による他号機への悪影響も含めた、機器相互の悪影響（技術基準規則第15条第6項、第54条第1項第5号、第2項第2号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「悪影響防止」といふ。）、「設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第14条第2項、第54条第1項第1号、第6号、第3項第4号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「環境条件等」といふ。）及び「要求される機能を達成するために必要な操作性、試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項、第54条第1項第2号、第3号、第4号、第3項第2号、第6号及び第75条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「操作性及び試験・検査性」といふ。）を説明する。</p> <p>なお、本工事計画において保管場所の変更となる放射線管理施設の計測装置も、多様性及び位置的分散、悪影響防止、環境条件等について説明する。</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、安全パラメータ表示システム（S P D S）（3・4号機共用、3号機に設置）が使用される条件の下における健全性については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画（以下「既工事計画」といふ。）の添付資料6「安全設備及び重大事故等対処設備</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>2. 基本方針</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）が使用される条件の下における健全性について、以下の4項目に分け説明する。</p> <p>2.1 多様性及び位置的分散</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、中央制御室と共に要因によって同時に機能が喪失しないように、可能な限り多様性、独立性及び位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系として系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、以下(1)～(4)に環境条件を除く考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。なお、環境条件については、想定される事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、重大事故等対処設備（緊急時対策所）がその機能を確実に發揮できる設計とすることを、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）について、その機能と、多様性及び位置的分散を考慮する対象設備を「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p> <p><u>なお、溢水に対して重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、緊急時対策所建屋内に溢水源がなく、E.L. □ m以上 の高所に設置または保管するため、影響を受けない。</u></p> <p>(1) 自然現象</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共通要因のうち、自然現象については、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。なお、地震については、周辺構造物の倒壊や周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損壊を含んで考慮する。このうち、降水及び凍結は屋外の天候による影響として、地震荷重並びに風（台風）及び竜巻のうちの風荷重は荷重として、積雪及び火山による影響はそれぞれ積雪荷重及び降灰荷重として、津波及び高潮による影響については津波荷重として、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せの考え方については、それぞれ資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の「4. 組合せ」に示す。</p> <p>a. 地震、地滑り、津波</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）が使用される条件の下における健全性について、以下の4項目に分け説明する。</p> <p>2.1 多様性及び位置的分散</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、中央制御室と共に要因によって同時に機能が喪失しないように、可能な限り多様性、独立性及び位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系として系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、以下(1)～(4)に環境条件を除く考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。なお、環境条件については、想定される事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、重大事故等対処設備（緊急時対策所）がその機能を確実に發揮できる設計とすることを、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）について、その機能と、多様性及び位置的分散を考慮する対象設備を「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共通要因のうち、自然現象については、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。なお、地震については、周辺構造物の倒壊や周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損壊を含んで考慮する。このうち、降水及び凍結は屋外の天候による影響として、地震荷重並びに風（台風）及び竜巻のうちの風荷重は荷重として、積雪及び火山による影響はそれぞれ積雪荷重及び降灰荷重として、津波及び高潮による影響については津波荷重として、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せの考え方については、それぞれ資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の「4. 組合せ」に示す。</p> <p>a. 地震、地滑り、津波</p> <p>地震、地滑り及び津波に対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (溢水防護に関する説明書追加による記載の削除)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>設備の設計方針」に基づき実施する。重大事故等対処設備（緊急時対策所）の耐津波設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>b. 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所） ・屋内の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に設置する。 ・屋外の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り設置する。 ・落雷に対して常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。 ・生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、侵入防止対策により重大事故等に対処する機能が損なわれるおそれのない設計とする。 ・常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。 ・高潮の影響については、既工事計画の添付資料2-2-3「入力津波の設定」にて、週上波の津波高さによる影響に包絡されることを確認している。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所） ・屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に保管する。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り保管する。 ・落雷に対して可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、必要に応じ接地設備により防護する設計とする。 ・生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の可搬型重大事故等対処</p>	<p>る説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>b. 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所） ・屋内の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に設置する。 ・屋外の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り設置する。 ・落雷に対して常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、必要に応じ接地設備により防護する設計とする。 ・生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、侵入防止対策により重大事故等に対処する機能が損なわれるおそれのない設計とする。 ・常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。 ・高潮の影響については、既工事計画の添付資料2-2-3「入力津波の設定」にて、週上波の津波高さによる影響に包絡されることを確認している。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所） ・屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に保管する。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り保管する。 ・落雷に対して可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、必要に応じ接地設備により防護する設計とする。 ・生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の可搬型重大事故等対処</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する対象有無の明確化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p><u>設備又は接地設備により防護する設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、侵入防止対策により重大事故等に対処する機能が損なわれるおそれのない設計とする。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、高潮による影響を考慮して高台に保管する。 高潮の影響については、既工事計画の添付資料2-2-3「入力津波の設定」にて、週上波の津波高さによる影響に包絡されることを確認している。 <p>上記(a)～(b)の設計のうち、外部からの衝撃として風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対する重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>なお、保管場所及び屋外・屋内アクセスルートにおいては、風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対する考慮について、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p> <p>(2) 外部人為事象</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共通要因のうち、外部人為事象については、航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガス、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。なお、電磁的障害については、「2.3 環境条件等」にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>a. 航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガス</p> <p>航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガスに対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に設置する。 	<p>設備（緊急時対策所）は、侵入防止対策により重大事故等に対処する機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、高潮の影響を受けない緊急時対策所建屋内に保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、高潮による影響を考慮して高台に保管する。 高潮の影響については、既工事計画の添付資料2-2-3「入力津波の設定」にて、週上波の津波高さによる影響に包絡されることを確認している。 <p>上記(a)～(b)の設計のうち、外部からの衝撃として風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対する重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>なお、保管場所及び屋外・屋内アクセスルートにおいては、風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対する考慮について、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p> <p>(2) 外部人為事象</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共通要因のうち、外部人為事象については、航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガス、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。なお、電磁的障害については、「2.3 環境条件等」にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>a. 航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガス</p> <p>航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガスに対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に設置する。 屋外の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り設置する。 	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り設置する。 屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時に機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り保管する。 <p>これらの設計のうち、外部からの衝撃として、航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガスに対する重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>b. 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <p>(a) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋から100mの離隔距離を確保して保管する。 <p>(3) 火災</p> <p>火災に対しては、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に設置する。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に策 	<p>変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時に機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り保管する。 <p>これらの設計のうち、外部からの衝撃として、航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガスに対する重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>b. 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <p>(a) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に保管する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋から100mの離隔距離を確保して保管する。 <p>(3) 溢水</p> <p>溢水に対しては、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、没水、被水及び蒸気の影響を評価し、没水、被水及び蒸気の影響により要求される機能を損なう恐れがない設計とする。 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。 	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り、保管する。 <p>これらの設計のうち、常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護設計については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>(4) サポート系</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、サポート系に対して、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）において系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮する。 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は中央制御室と異なる駆動源を用いる設計とし、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は中央制御室と異なる駆動源を用いる設計とし、駆動源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。 	<p>重大事故等対処設備の溢水防護設計については、資料19「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち資料19-1「溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>(4) 火災</p> <p>火災に対しては、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図っている緊急時対策所建屋内に設置する。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り、保管する。 <p>これらの設計のうち、常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護設計については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>(5) サポート系</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、サポート系として電力、空気、油、冷却水に対して、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は中央制御室と同様に、駆動源として電力が該当するため、別の手段が可能な設計とする。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は中央制御室と同様に、駆動源として電力が該当するため、別の手段が可能な設計とする。 	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>2.2 悪影響防止</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）は、他の設備から悪影響を受け、安全性を損なわないよう、配置上の考慮又は多重性を考慮する設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備に悪影響を及ぼす要因としては、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻、重大事故等対処設備（緊急時対策所）の他の設備への系統的な影響及び同一設備の機能的な影響、内部発生飛散物並びに号機間の共用を考慮し、以下に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。なお、設計基準対象施設（緊急時対策所）に考慮すべき地震、火災、溢水、風（台風）、竜巻による他の設備からの悪影響については、これら波及的影響により安全施設の機能を損なわないことを、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備（緊急時対策所）には溢水源となる設備はなく、他の設備に悪影響を及ぼさない。</p> <p>(1) 地震による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、設置場所でのア utリガーナの設置、輪留め、固縛装置等による固定又は固縛が可能な設計とする。 <p>悪影響防止を含めた常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の耐震設計については、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-1「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の地震荷重に対する設計については、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(2) 火災による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行う。 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。 <p>悪影響防止を含めた常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護設計については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基</p>	<p>2.2 悪影響防止</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）は、他の設備から悪影響を受け、安全性を損なわないよう、配置上の考慮を行なう設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備に悪影響を及ぼす要因としては、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻、重大事故等対処設備（緊急時対策所）の他の設備への系統的な影響及び同一設備の機能的な影響、内部発生飛散物並びに号機間の共用を考慮し、以下に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。なお、設計基準対象施設（緊急時対策所）に考慮すべき地震、火災、溢水、風（台風）、竜巻による他の設備からの悪影響については、これら波及的影響により安全施設の機能を損なわないことを、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 地震による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、設置場所でのア utリガーナの設置、輪留め、固縛装置等による固定又は固縛が可能な設計とする。 <p>悪影響防止を含めた常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の耐震設計については、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-1「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の地震荷重に対する設計については、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(2) 火災による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行う。 常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。 <p>悪影響防止を含めた常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護設計については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>記載の適正化 (溢水防護に関する説明書追加による記載の削除)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>悪影響防止を含めた常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護設計については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>(3) 風（台風）及び竜巻による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し緊急時対策所建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して、浮き上がり又は横滑りによって他の設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。 <p>悪影響防止を含めた重大事故等対処設備（緊急時対策所）の風（台風）及び竜巻による風荷重に対する設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>悪影響防止を含めた屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）の風（台風）及び竜巻による風荷重に対する設計については、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(4) 他の設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成すること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をする設計とする。 <p>(5) 同一設備の機能的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。 <p>なお、本申請において対象となる設備はない。</p> <p>(6) 内部発生飛散物による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）としては、内部発生エネルギーの高い流体を内 	<p>本方針」に基づき実施する。</p> <p>悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>(3) 溢水による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）には溢水源となる設備はなく、他の設備に悪影響を及ぼすことはない。 <p>(4) 風（台風）及び竜巻による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し緊急時対策所建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して、浮き上がり又は横滑りによって他の設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。 <p>悪影響防止を含めた重大事故等対処設備（緊急時対策所）の風（台風）及び竜巻による風荷重に対する設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>悪影響防止を含めた屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）の風（台風）及び竜巻による風荷重に対する設計については、「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(5) 他の設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、遮断器の開放等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をする設計とする。 <p>(6) 同一設備の機能的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。 	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p> <p>記載の充実 (他の設備への系統的な影響に対する設計方針の追記)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>藏する機器、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物とならない設計とする。</p> <p>悪影響防止を含めた重大事故等対処設備（緊急時対策所）の内部発生飛散物による影響の考慮については、資料6「発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書」に示す。</p> <p>(7) 共用</p> <p><u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共用については、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全施設</u>（緊急時対策所）は、発電用原子炉施設間で共用する場合には、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。 ・常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の各機器については、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共に用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。 <p><u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、共用する機器については、「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p>	<p>なお、本申請において対象となる設備はない。</p> <p>(7) 内部発生飛散物による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）としては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物とならない設計とする。 <p>悪影響防止を含めた重大事故等対処設備（緊急時対策所）の内部発生飛散物による影響の考慮については、資料6「発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書」に示す。</p> <p>(8) 共用</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共用については、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）は、発電用原子炉施設間で共用する場合には、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。 ・常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の各機器については、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共に用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。 <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、共用する機器については、「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>2.3 環境条件等</p> <p><u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。</p> <p><u>安全施設</u>（緊急時対策所）の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている<u>安全機能</u>を発揮できる設計とする。<u>安全施設</u>（緊急時対策所）の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。</p> <p>荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重のみならず、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響）による荷重を考慮する。</p> <p><u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）について、これらの環境条件の考慮事項ごとに、環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響、荷重、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響並びに設置場所における放射線の影響に分け、以下(1)から(4)に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響並びに荷重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全施設</u>（緊急時対策所）は、事故時等における環境条件を考慮した設計とする。 ・緊急時対策所建屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、重大事故等時にお 	<p>2.3 環境条件等</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている<u>機能</u>を発揮できる設計とする。<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重のみならず、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。</p> <p>荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度、機械的荷重のみならず、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響）による荷重を考慮する。</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）について、これらの環境条件の考慮事項ごとに、環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響、荷重、電磁波による影響、周辺機器等からの悪影響並びに設置場所における放射線の影響に分け、以下(1)から(4)に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響並びに荷重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）は、事故時等における環境条件を考慮した設計とする。 	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>ける緊急時対策所建屋内の環境条件を考慮した設計とする。また、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とともに、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）の操作は緊急時対策所建屋内、又は設置場所で可能な設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。また、地震、風（台風）、竜巻、積雪、降下火砕物、津波、高潮及び地滑りによる荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とともに可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合における固縛については、固縛することにより転倒及び滑りを防止するとともに、竜巻による浮き上がり荷重及び横滑り荷重による荷重が作用する場合における固縛については、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突して損傷することを防止し、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）における主たる流路及びその流路に影響を与える範囲の健全性は、主たる流路とその主たる流路に影響を与える範囲を同一又は同等の規格で設計することにより、流路としての機能を維持する設計とする。 <p>a. 環境圧力</p> <p><u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、原子炉格納容器外の機器であり、事故時に想定される環境圧力が大気圧であり、大気圧（0MPa[gage]）にて機能を損なわない設計とする。</p> <p>確認の方法としては、環境圧力と機器の最高使用圧力との比較他、環境圧力を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所建屋内の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、重大事故等時における緊急時対策所建屋内の環境条件を考慮した設計とする。また、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とともに、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）の操作は緊急時対策所建屋内、又は設置場所で可能な設計とする。 ・屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。また、地震、風（台風）、竜巻、積雪、降下火砕物、津波、高潮及び地滑りによる荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とともに可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合における固縛については、固縛することにより転倒及び滑りを防止するとともに、竜巻による浮き上がり荷重及び横滑り荷重による荷重が作用する場合における固縛については、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突して損傷することを防止し、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）における主たる流路及びその流路に影響を与える範囲の健全性は、主たる流路とその主たる流路に影響を与える範囲を同一又は同等の規格で設計することにより、流路としての機能を維持する設計とする。 <p>a. 環境圧力</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、原子炉格納容器外の機器であり、事故時に想定される環境圧力が大気圧であり、大気圧（0MPa[gage]）にて機能を損なわない設計とする。</p> <p>確認の方法としては、環境圧力と機器の最高使用圧力との比較他、環境圧力を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考	
<p>b. 環境温度及び湿度による影響</p> <p>安全施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、それぞれ事故時に想定される環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については、設備の設置場所の適切な区分（建屋内、屋外）ごとに想定事故時に到達する最高値とし、区分ごとの環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を機器仕様として設定する。</p> <p>緊急時対策所建屋内の<u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）に対しては、夏季最高温度を考慮して温度約40°Cに設定し、100%の湿度を設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）に対しては、夏季最高温度を考慮して温度約40°Cに設定し、100%の湿度を設定する。</p> <p>設定した環境温度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあっては、機器が使用される環境温度下において、部材に発生する応力に耐えられることとする。耐圧部以外の部分にあっては、回転等の機能が阻害される温度に到達しないこととする。</p> <p>環境温度に対する確認の方法としては、環境温度と機器の最高使用温度との比較、規格等に基づく温度評価の他、環境温度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p> <p>また、設定した湿度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあっては、当該構造部が気密性・水密性を有し、一定の肉厚を有する金属製の構造とすることで、湿度の環境下であっても耐圧機能が維持される設計とする。耐圧部以外の部分にあっては、機器の外装を気密性の高い構造とし、機器内部を周囲の空気から分離することや、機器の内部にヒーターを設置し内部で空気を加温して相対湿度を低下させること等により、絶縁や導通等の機能が阻害される湿度に到達しないこととする。</p> <p>湿度に対する確認の方法としては、環境湿度と機器仕様の比較の他、環境湿度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p> <p>c. 放射線による影響</p> <p>放射線については、設備の設置場所の適切な区分（建屋内、屋外）ごとに想定事故時に到達する最大線量とし、区分ごとの放射線量に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用いる設計とする。</p> <p>緊急時対策所建屋内の<u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急</p> <p>b. 環境温度及び湿度による影響</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、それぞれ事故時に想定される環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については、設備の設置場所の適切な区分（建屋内、屋外）ごとに想定事故時に到達する最高値とし、区分ごとの環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を機器仕様として設定する。</p> <p>緊急時対策所建屋内の<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）に対しては、夏季最高温度を考慮して温度約40°Cに設定し、100%の湿度を設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）に対しては、夏季最高温度を考慮して温度約40°Cに設定し、100%の湿度を設定する。</p> <p>設定した環境温度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあっては、機器が使用される環境温度下において、部材に発生する応力に耐えられることとする。耐圧部以外の部分にあっては、回転等の機能が阻害される温度に到達しないこととする。</p> <p>環境温度に対する確認の方法としては、環境温度と機器の最高使用温度との比較、規格等に基づく温度評価の他、環境温度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p> <p>また、設定した湿度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあっては、当該構造部が気密性・水密性を有し、一定の肉厚を有する金属製の構造とすることで、湿度の環境下であっても耐圧機能が維持される設計とする。耐圧部以外の部分にあっては、機器の外装を気密性の高い構造とし、機器内部を周囲の空気から分離することや、機器の内部にヒーターを設置し内部で空気を加温して相対湿度を低下させること等により、絶縁や導通等の機能が阻害される湿度に到達しないこととする。</p> <p>湿度に対する確認の方法としては、環境湿度と機器仕様の比較の他、環境湿度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p> <p>c. 放射線による影響</p> <p>放射線については、設備の設置場所の適切な区分（建屋内、屋外）ごとに想定事故時に到達する最大線量とし、区分ごとの放射線量に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用いる設計とする。</p> <p>緊急時対策所建屋内の<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急</p> <td>(前頁記載内容繰り下がり)</td> <td>記載の適正化</td> <td>(次頁への記載内容繰り下がり)</td>	(前頁記載内容繰り下がり)	記載の適正化	(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>時対策所）に対しては、放射線源の影響を受けないことから、通常運転時レベル以下の1mGy/h以下を設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備に対しては、原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線、原子炉格納容器から漏えいした放射性物質によるクラウドシャイン線及びグランドシャイン線を考慮し、「格納容器過圧破損（大破断LOCA時に高圧注入機能、低圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故）」での最大放射線量を包絡する線量として6mGy/h以下を設定する。</p> <p>放射線による影響に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあっては、耐放射線性が低いと考えられるパッキン・ガスケットも含めた耐圧部を構成する部品の性能が有意に低下する放射線量に到達しないこと、耐圧部以外の部分にあっては、電気絶縁や電気信号の伝送・表示等の機能が阻害される放射線量に到達しないこととする。</p> <p>放射線に対して緊急時対策所遮蔽は、想定事故時においても、遮蔽装置としての機能を損なわない設計とする。緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計及び評価については、資料15「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</p> <p>d. 屋外の天候による影響</p> <p>屋外の天候による影響については、屋外の機器に対して、降水及び凍結により機能を損なわないよう防水対策及び凍結防止対策を行う設計とする。</p> <p>e. 荷重</p> <p><u>安全設施</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響）による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響）によって機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合においては、その機能を有効に発揮するために、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計にするとともに、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>固縛については、地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合において、固縛することにより転倒及び滑りを防止するとともに、竜巻による浮き上がり荷重</p> <p>備（緊急時対策所）に対しては、放射線源の影響を受けないことから、通常運転時レベル以下の1mGy/h以下を設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備に対しては、原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線、原子炉格納容器から漏えいした放射性物質によるクラウドシャイン線及びグランドシャイン線を考慮し、「格納容器過圧破損（大破断LOCA時に高圧注入機能、低圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故）」での最大放射線量を包絡する線量として6mGy/h以下を設定する。</p> <p>放射線による影響に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあっては、耐放射線性が低いと考えられるパッキン・ガスケットも含めた耐圧部を構成する部品の性能が有意に低下する放射線量に到達しないこと、耐圧部以外の部分にあっては、電気絶縁や電気信号の伝送・表示等の機能が阻害される放射線量に到達しないこととする。</p> <p>放射線に対して緊急時対策所遮蔽は、想定事故時においても、遮蔽装置としての機能を損なわない設計とする。緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計及び評価については、資料15「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</p> <p>d. 屋外の天候による影響</p> <p>屋外の天候による影響については、屋外の機器に対して、降水及び凍結により機能を損なわないよう防水対策及び凍結防止対策を行う設計とする。</p> <p>e. 荷重</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響）による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪、火山、津波、高潮及び地滑りの影響）によって機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合においては、その機能を有効に発揮するために、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計にするとともに、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>固縛については、地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合において、固縛することにより転倒及び滑りを防止するとともに、竜巻による浮き上がり荷重</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p>	

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>及び横滑り荷重による荷重が作用する場合においても飛散させないよう、固縛するとともに、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。</p> <p>組み合わせる荷重の考え方については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の「4. 組合せ」に示す。</p> <p><u>安全施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-1「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。また、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計を含めた自然現象、外部人為事象及び火災に対する可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の機能保持に係る設計については、別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）の地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>(2) 電磁波による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全施設</u>（緊急時対策所）と重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれないよう、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルを適用し電磁波の進入を防止する等の措置を講じた設計とする。 <p>(3) 周辺機器等からの悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全施設</u>（緊急時対策所）は、地震、火災、溢水及び他の自然現象並びに外部人為事象による他設備からの悪影響により、<u>発電用原子炉施設としての安全機能</u>が損なわれないよう措置を講じた設計とする。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により、重大事故等に対処するため必要な機能を失うおそれがない設計とする。 	<p>及び横滑り荷重による荷重が作用する場合においても飛散させないよう、固縛するとともに、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。</p> <p>組み合わせる荷重の考え方については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の「4. 組合せ」に示す。</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-1「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。また、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計を含めた自然現象、外部人為事象、<u>溢水</u>及び火災に対する可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の機能保持に係る設計については、別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）の地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>(2) 電磁波による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）と重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれないよう、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルを適用し電磁波の進入を防止する等の措置を講じた設計とする。 <p>(3) 周辺機器等からの悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）は、地震、火災、溢水及び他の自然現象並びに外部人為事象による他設備からの悪影響により、<u>その機能が損なわれないよう</u>措置を講じた設計とする。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により、重大事故等に対処するため 	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>・重大事故等対処設備（緊急時対策所）が受ける周辺機器等からの悪影響としては、自然現象及び外部人為事象による波及的影響を考慮する。屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り設置又は保管する。位置的分散については、「2.1 多様性及び位置的分散」に示す。<u>また、保管場所内の資機材等は巻きによる風荷重が作用する場合においても、重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないように、浮き上がりまたは横滑りにより飛散しない設計とする。</u></p> <p>・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震の波及的影響を考慮して保管する。また、屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、油内包機器による地震随伴火災の有無や、地震随伴溢水の影響を考慮して保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、地盤支持力の低下及び地下構造物の崩壊等を受けない位置に保管する。</p> <p>・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。</p> <p><u>波及的影響を含めた地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象に対する安全施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p>波及的影響を含めた<u>安全施設（緊急時対策所）</u>及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の耐震設計については、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-1「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>波及的影響を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の保管場所における考慮については、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p> <p>波及的影響を含めた発電用原子炉施設で火災が発生する場合を考慮した<u>安全施設（緊急時対策所）</u>及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護設計につ</p> <p>に必要な機能を失うおそれがない設計とする。</p> <p>・重大事故等対処設備（緊急時対策所）が受ける周辺機器等からの悪影響としては、自然現象及び外部人為事象による波及的影響を考慮する。屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室と位置的分散を図り設置又は保管する。位置的分散については、「2.1 多様性及び位置的分散」に示す。<u>■</u></p> <p>・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震の波及的影響を考慮して保管する。また、屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、油内包機器による地震随伴火災の有無や、地震随伴溢水の影響を考慮して保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、地盤支持力の低下及び地下構造物の崩壊等を受けない位置に保管する。</p> <p>・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。</p> <p><u>・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。</u></p> <p>波及的影響を含めた地震、火災、溢水以外の自然現象及び外部人為事象に対する<u>設計基準対象施設（緊急時対策所）</u>及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>波及的影響を含めた<u>設計基準対象施設（緊急時対策所）</u>及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の耐震設計については、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-1「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>波及的影響を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の保管場所における考慮については、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する対象有無の明確化)</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>	

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>いでは、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。波及的影響を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>(4) 設置場所における放射線の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設置場所は、想定される事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、放射線量が高くなるおそれがある場合、緊急時対策所建屋内から遠隔で操作可能な設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する。 <p>設備の操作場所は、「(1) c. 放射線による影響」にて設定した事故時の線源、線源からの距離、遮蔽効果、操作場所での操作時間（移動時間を含む。）を考慮し、選定する。</p> <p>生体遮蔽装置の遮蔽設計及び評価については、資料15「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</p> <p>緊急時対策所における放射線の影響として、居住性を確保する設計については、資料18「緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す。</p> <p>2.4 操作性及び試験・検査性</p> <p>安全施設（緊急時対策所）は誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とし、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、確実に操作できる設計とする。</p> <p>設計基準対象施設（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施できるよう分解点検等ができる構造とし、構造・強度を確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則分解・開放（非破壊検査含む。）が可能な設計とする。</p> <p>- 03-添4-17 -</p>	<p>波及的影響を含めた発電用原子炉施設で火災が発生する場合を考慮した<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び常設重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護設計については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。波及的影響を含めた可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>波及的影響を含めた発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響評価を踏まえた<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備の溢水防護設計については、資料19「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち資料19-1「溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>(4) 設置場所における放射線の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）及び重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設置場所は、想定される事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、放射線量が高くなるおそれがある場合、緊急時対策所建屋内から遠隔で操作可能な設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する。 <p>設備の操作場所は、「(1) c. 放射線による影響」にて設定した事故時の線源、線源からの距離、遮蔽効果、操作場所での操作時間（移動時間を含む。）を考慮し、選定する。</p> <p>生体遮蔽装置の遮蔽設計及び評価については、資料15「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</p> <p>緊急時対策所における放射線の影響として、居住性を確保する設計については、資料18「緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す。</p> <p>2.4 操作性及び試験・検査性</p> <p><u>設計基準対象施設</u>（緊急時対策所）は誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とし、重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、確実に操作できる設計とする。</p> <p>- 03-添4-18 -</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり (03-添4-6-18同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）の専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、設置場所にて輪留め等による固定又は固縛ができる設計とする。 <p>c. 操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等発生時の現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。 ・重大事故等発生時の電源操作は、感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。 ・重大事故等発生時の現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。 <p>d. 切替え性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち遮断器は、通常時の系統から速やかに切替えできる設計とする。 <p>e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は配管径や内部流体の圧力によって、<u>高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。</u> <p>f. アクセスルート</p> <p>アクセスルートについては、既工事計画の添付資料6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>既往のアクセスルートについては、既工事計画の添付資料6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて当該設計</p>	<p>変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。操作環境における被ぼく影響については、「2.3 環境条件等」に示す。 <p>b. 操作準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）の専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、設置場所にて輪留め等による固定又は固縛ができる設計とする。 <p>c. 操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等発生時の現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。 ・重大事故等発生時の電源操作は、感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。 ・重大事故等発生時の現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。 <p>d. 切替え性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち遮断器は、通常時の系統から速やかに切替えできる設計とする。 <p>e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は配管径や内部流体の圧力によって、<u>大口径配管又は高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。</u> <p>f. アクセスルート</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の充実 (申請設備に対する設計方針の明確化) (次頁への記載内容繰り下がり (03-添4-6-20及び03-添4-21同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3. 系統施設ごとの設計上の考慮</p> <p>申請範囲における設計基準対象施設(緊急時対策所)と重大事故等対処設備(緊急時対策所)について、系統施設ごとの機能と、機能としての健全性を確保するための設備の多様性及び位置的分散について説明する。あわせて、特に設計上考慮すべき事項について、系統施設ごとに以下に示す。</p> <p>なお、流路を形成する配管及び弁並びに電路を形成するケーブル及び盤等への考慮については、その系統内の動的機器(ポンプ、発電機等)を含めた系統としての機能を維持する設計とする。</p> <p>3.1 計測制御系統施設</p> <p>(1) 機能</p> <p>計測制御系統施設は主に以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>通常運転時等における計測制御機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・通信 b. 重大事故等時における計測制御機能 <ul style="list-style-type: none"> ・通信(緊急時対策所と兼用) c. 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の情報の把握(緊急時対策所と兼用) d. 通信連絡を行うために必要な機能 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内の通信連絡(緊急時対策所と兼用) ・発電所外(社内外)の通信連絡(緊急時対策所と兼用) e. 可搬型重大事故等対処設備の運搬又は車両による移動(緊急時対策所に同じ。) <p>(2) 多様性及び位置的分散</p> <p>「(1) 機能」を考慮して、多様性及び位置的分散を図る対象設備を、第3-1-1表に示す。</p> <p>(3) 悪影響防止</p> <p>a. 共用</p>	<p>3. 系統施設ごとの設計上の考慮</p> <p>申請範囲における設計基準対象施設(緊急時対策所)と重大事故等対処設備(緊急時対策所)について、系統施設ごとの機能と、機能としての健全性を確保するための設備の多様性及び位置的分散について説明する。あわせて、特に設計上考慮すべき事項について、系統施設ごとに以下に示す。</p> <p>なお、流路を形成する配管及び弁並びに電路を形成するケーブル及び盤等への考慮については、その系統内の動的機器(ポンプ、発電機等)を含めた系統としての機能を維持する設計とする。</p> <p>3.1 計測制御系統施設</p> <p>(1) 機能</p> <p>計測制御系統施設は主に以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における計測制御機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・通信 b. 重大事故等時における計測制御機能 <ul style="list-style-type: none"> ・通信(緊急時対策所と兼用) c. 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の情報の把握(緊急時対策所と兼用) d. 通信連絡を行うために必要な機能 <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内の通信連絡(緊急時対策所と兼用) ・発電所外(社内外)の通信連絡(緊急時対策所と兼用) e. 可搬型重大事故等対処設備の運搬又は車両による移動(緊急時対策所に同じ。) <p>(2) 多様性及び位置的分散</p> <p>「(1) 機能」を考慮して、多様性及び位置的分散を図る対象設備を、第3-1-1表に示す。</p> <p>(3) 悪影響防止</p> <p>a. 共用</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する対象有無の明確化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり(03-添4-6-23及び03-添4-24同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3.3 その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>3.3.1 非常用電源設備</p> <p>(1) 機能</p> <p>非常用電源設備は主に以下の機能を有する。</p> <p>a. 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替交流電源設備からの給電の確保 <p>b. 可搬型重大事故等対処設備の運搬又は車両による移動（緊急時対策所に同じ。）</p> <p>(2) 多様性及び位置的分散</p> <p>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の多重性、多様性及び位置的分散を図る対象設備を、第3-3-1表に示す。</p> <p>(3) 悪影響防止</p> <p>a. 共用</p> <p>以下の設備については、3号機及び4号機で共用する設計とする。</p> <p>(a) 電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「3.3 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.3.3 緊急時対策所」にて整理する。</p>	<p>3.3 その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>3.3.1 非常用電源設備</p> <p>(1) 機能</p> <p>非常用電源設備は主に以下の機能を有する。</p> <p>a. 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替交流電源設備からの給電の確保 <p>b. 可搬型重大事故等対処設備の運搬又は車両による移動（緊急時対策所に同じ。）</p> <p>(2) 多様性及び位置的分散</p> <p>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の多重性、多様性及び位置的分散を図る対象設備を、第3-3-1表に示す。</p> <p>(3) 悪影響防止</p> <p>a. 他の設備への系統的な影響</p> <p>(a) 電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所コントロールセンタ</p> <p>電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所コントロールセンタは、電源車（緊急時対策所用）と緊急時対策所コントロールセンタ間に遮断器を設置し、通常時は当該遮断器を開放する設計とし、一方の設備で故障が発生した場合でも、他方への悪影響を防止する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所コントロールセンタは、通常時は非常用所内電源系からパワーセンタの遮断器を介して受電する設計とし、緊急時対策所コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタとパワーセンタ間の電路で故障が発生した場合でも、パワーセンタの遮断器が自動的に開放し、非常用所内電源系への悪影響を防止する設計とする。</p> <p>b. 共用</p> <p>以下の設備については、3号機及び4号機で共用する設計とする。</p> <p>(a) 電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「3.3 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.3.3 緊急時対策所」にて整理する。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の充実 (他の設備への系統的な影響に対する設計方針の追記)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3.3.2 浸水防護施設</p> <p>(1) 機能</p> <p>浸水防護施設は主に以下の機能を有する。</p> <p>a. 津波監視機能</p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p>a. 共用</p> <p>以下の設備については、3号機及び4号機で共用する設計とする。</p> <p>(a) 津波防護に関する施設</p> <p>重要安全施設以外の安全施設として、津波監視カメラは、号機の区分けなく一体となった津波監視を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>3.3.3 緊急時対策所</p> <p>(1) 機能</p> <p>緊急時対策所は主に以下の機能を有する。</p> <p>a. <u>通常運転時等における緊急時対策所機能</u></p> <p>b. 重大事故等時における緊急時対策所機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の居住性の確保（放射線管理施設と兼用） ・緊急時対策所の情報の把握（計測制御系統施設と兼用） <p>c. 重大事故等時における計測制御機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信（緊急時対策所と兼用） <p>d. 通信連絡を行うために必要な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内の通信連絡（計測制御系統施設と兼用） ・発電所外（社内外）の通信連絡（計測制御系統施設と兼用） <p>e. 可搬型重大事故等対処設備の運搬又は車両による移動</p> <p>(2) 多様性及び位置的分散</p> <p>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の多様性及び位置的分散を図る対象設備を、第3-3-2表に示す。</p>	<p>3.3.2 浸水防護施設</p> <p>(1) 機能</p> <p>浸水防護施設は主に以下の機能を有する。</p> <p>a. 津波監視機能</p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p>a. 共用</p> <p>以下の設備については、3号機及び4号機で共用する設計とする。</p> <p>(a) 津波防護に関する施設</p> <p>重要安全施設以外の安全施設として、津波監視カメラは、号機の区分けなく一体となった津波監視を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>3.3.3 緊急時対策所</p> <p>(1) 機能</p> <p>緊急時対策所は主に以下の機能を有する。</p> <p>a. <u>運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における緊急時対策所機能</u></p> <p>b. 重大事故等時における緊急時対策所機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の居住性の確保（放射線管理施設と兼用） ・緊急時対策所の情報の把握（計測制御系統施設と兼用） <p>c. 重大事故等時における計測制御機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信（緊急時対策所と兼用） <p>d. 通信連絡を行うために必要な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内の通信連絡（計測制御系統施設と兼用） ・発電所外（社内外）の通信連絡（計測制御系統施設と兼用） <p>e. 可搬型重大事故等対処設備の運搬又は車両による移動</p> <p>(2) 多様性及び位置的分散</p> <p>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の多様性及び位置的分散を図る対象設備を、第3-3-2表に示す。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する対象有無の明確化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>なお、当該設備のうち電源設備については、「3.3 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.3.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</p> <p>(3) 悪影響防止</p> <p>a. 共用</p> <p>以下の設備については、3号機及び4号機で共用する設計とする。</p> <p>(a) 緊急時対策所</p> <p><u>重要安全施設以外の安全施設としての緊急時対策所は、事故対応において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同ースペースを共用化し、事故収束に必要なS P D S表示装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とするとともに、安全性の向上が図れることから、3号機及び4号機で共用する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備としての緊急時対策所は、事故対応において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同ースペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、電源車（緊急時対策所用）、S P D S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号機及び4号機で共用する設計とする。</u></p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、3号機及び4号機各々に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p>	<p>なお、当該設備のうち電源設備については、「3.3 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.3.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</p> <p>(3) 悪影響防止</p> <p>a. 共用</p> <p>以下の設備については、3号機及び4号機で共用する設計とする。</p> <p>(a) 緊急時対策所</p> <p><u>設計基準対象施設としての緊急時対策所は、事故対応において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同ースペースを共用化し、事故収束に必要なS P D S表示装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とするとともに、安全性の向上が図れることから、3号機及び4号機で共用する設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備としての緊急時対策所は、事故対応において3号機及び4号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同ースペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、電源車（緊急時対策所用）、S P D S表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号機及び4号機で共用する設計とする。</u></p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号機ごとに表示及び監視できる設計とする。また、緊急時対策所の通信連絡設備は、3号機及び4号機各々に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p>	<p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】

変更前	変更後	備考																																																																		
<p>第2-1表 保管場所に想定される自然現象 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>評価結果</th><th>被害要因抽出</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>保管場所は、地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水（薬品漏えいを含む。）による影響が考えられ、個別の評価が必要。</td><td>○</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>保管場所は、T.P. []m以上としており、T.P. []mまでの津波に対しては影響は受けない。 保管場所の配置高さを第2-2図に、大飯発電所敷地高さを第2-3図に示す。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>洪水</td><td>保管場所は、敷地の地形及び表流水の状況から、洪水により被害を受けることはない。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>風 (台風)</td><td>保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>保管場所が凍結した場合にも、事故時に保管場所上を通行する車両は當時オールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを装着しており、問題は生じない。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>降水</td><td>構内排水施設で集水し、海域へ排水されることから保管場所は影響は受けない。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>気象予報により事前の予測が十分可能であり、人員を十分に確保し、保管場所の除雪を行うことにより、対処が可能である。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td>保管場所は必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td>保管場所は堰堤の設置等により地滑りの影響を受けないエリアを設定している。 保管場所に対する地滑りの影響を第2-10図に示す。</td><td>×</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	評価結果	被害要因抽出	地震	保管場所は、地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水（薬品漏えいを含む。）による影響が考えられ、個別の評価が必要。	○	津波	保管場所は、T.P. []m以上としており、T.P. []mまでの津波に対しては影響は受けない。 保管場所の配置高さを第2-2図に、大飯発電所敷地高さを第2-3図に示す。	×	洪水	保管場所は、敷地の地形及び表流水の状況から、洪水により被害を受けることはない。	×	風 (台風)	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×	竜巻	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×	凍結	保管場所が凍結した場合にも、事故時に保管場所上を通行する車両は當時オールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを装着しており、問題は生じない。	×	降水	構内排水施設で集水し、海域へ排水されることから保管場所は影響は受けない。	×	積雪	気象予報により事前の予測が十分可能であり、人員を十分に確保し、保管場所の除雪を行うことにより、対処が可能である。	×	落雷	保管場所は必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。	×	地滑り	保管場所は堰堤の設置等により地滑りの影響を受けないエリアを設定している。 保管場所に対する地滑りの影響を第2-10図に示す。	×	<p>第2-1表 保管場所に想定される自然現象 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>評価結果</th><th>被害要因抽出</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>保管場所は、地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水（薬品漏えいを含む。）による影響が考えられ、個別の評価が必要。</td><td>○</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>保管場所は、T.P. []m以上としており、T.P. []mまでの津波に対しては影響は受けない。 保管場所の配置高さを第2-2図に、大飯発電所敷地高さを第2-3図に示す。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>洪水</td><td>保管場所は、敷地の地形及び表流水の状況から、洪水により被害を受けることはない。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>風 (台風)</td><td>保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>保管場所が凍結した場合にも、事故時に保管場所上を通行する車両は當時オールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを装着しており、問題は生じない。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>降水</td><td>構内排水施設で集水し、海域へ排水されることから保管場所は影響は受けない。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>気象予報により事前の予測が十分可能であり、人員を十分に確保し、保管場所の除雪を行うことにより、対処が可能である。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td>保管場所は必要に応じ接地設備により防護する設計とする。</td><td>×</td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td>保管場所は堰堤の設置等により地滑りの影響を受けないエリアを設定している。 保管場所に対する地滑りの影響を第2-10図に示す。</td><td>×</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	評価結果	被害要因抽出	地震	保管場所は、地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水（薬品漏えいを含む。）による影響が考えられ、個別の評価が必要。	○	津波	保管場所は、T.P. []m以上としており、T.P. []mまでの津波に対しては影響は受けない。 保管場所の配置高さを第2-2図に、大飯発電所敷地高さを第2-3図に示す。	×	洪水	保管場所は、敷地の地形及び表流水の状況から、洪水により被害を受けることはない。	×	風 (台風)	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×	竜巻	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×	凍結	保管場所が凍結した場合にも、事故時に保管場所上を通行する車両は當時オールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを装着しており、問題は生じない。	×	降水	構内排水施設で集水し、海域へ排水されることから保管場所は影響は受けない。	×	積雪	気象予報により事前の予測が十分可能であり、人員を十分に確保し、保管場所の除雪を行うことにより、対処が可能である。	×	落雷	保管場所は必要に応じ接地設備により防護する設計とする。	×	地滑り	保管場所は堰堤の設置等により地滑りの影響を受けないエリアを設定している。 保管場所に対する地滑りの影響を第2-10図に示す。	×	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>
自然現象	評価結果	被害要因抽出																																																																		
地震	保管場所は、地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水（薬品漏えいを含む。）による影響が考えられ、個別の評価が必要。	○																																																																		
津波	保管場所は、T.P. []m以上としており、T.P. []mまでの津波に対しては影響は受けない。 保管場所の配置高さを第2-2図に、大飯発電所敷地高さを第2-3図に示す。	×																																																																		
洪水	保管場所は、敷地の地形及び表流水の状況から、洪水により被害を受けることはない。	×																																																																		
風 (台風)	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×																																																																		
竜巻	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×																																																																		
凍結	保管場所が凍結した場合にも、事故時に保管場所上を通行する車両は當時オールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを装着しており、問題は生じない。	×																																																																		
降水	構内排水施設で集水し、海域へ排水されることから保管場所は影響は受けない。	×																																																																		
積雪	気象予報により事前の予測が十分可能であり、人員を十分に確保し、保管場所の除雪を行うことにより、対処が可能である。	×																																																																		
落雷	保管場所は必要に応じ避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。	×																																																																		
地滑り	保管場所は堰堤の設置等により地滑りの影響を受けないエリアを設定している。 保管場所に対する地滑りの影響を第2-10図に示す。	×																																																																		
自然現象	評価結果	被害要因抽出																																																																		
地震	保管場所は、地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水（薬品漏えいを含む。）による影響が考えられ、個別の評価が必要。	○																																																																		
津波	保管場所は、T.P. []m以上としており、T.P. []mまでの津波に対しては影響は受けない。 保管場所の配置高さを第2-2図に、大飯発電所敷地高さを第2-3図に示す。	×																																																																		
洪水	保管場所は、敷地の地形及び表流水の状況から、洪水により被害を受けることはない。	×																																																																		
風 (台風)	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×																																																																		
竜巻	保管場所は、中央制御室から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して確保する。従って、影響を受けない。 保管場所の配置及び保管場所と原子炉補助建屋からの離隔距離を第2-1図に示す。	×																																																																		
凍結	保管場所が凍結した場合にも、事故時に保管場所上を通行する車両は當時オールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを装着しており、問題は生じない。	×																																																																		
降水	構内排水施設で集水し、海域へ排水されることから保管場所は影響は受けない。	×																																																																		
積雪	気象予報により事前の予測が十分可能であり、人員を十分に確保し、保管場所の除雪を行うことにより、対処が可能である。	×																																																																		
落雷	保管場所は必要に応じ接地設備により防護する設計とする。	×																																																																		
地滑り	保管場所は堰堤の設置等により地滑りの影響を受けないエリアを設定している。 保管場所に対する地滑りの影響を第2-10図に示す。	×																																																																		

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】

変更前	変更後	備考
<p>3. 屋外アクセスルート</p> <p>3.1 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型重大事故等対処設備が各保管場所から可搬型重大事故等対処設備の設置場所及び接続場所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮、森林火災）及び外部人為事象（航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガス）を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保する。</p> <p>また、必要に応じてブルドーザにより障害物を除去し、アクセスルートを確保できる設計とする。[REDACTED]</p> <p>アクセスルートの選定や保護具の着用の要否については、重大事故等対策要員の参集中やブルドーザの保管場所への移動中に行う現状確認を基に判断する。</p> <p>停電時及び夜間時の屋外アクセスルートの復旧及び使用に当たっては、懐中電灯、ヘッドライト及びポータブル照明の可搬型照明を用いる。</p> <p>屋外アクセスルート図を第3-1図に示す。</p> <p>3.2 屋外アクセスルートの影響評価</p> <p>屋外アクセスルートの設計に当たって、屋外アクセスルートについて想定される自然現象の抽出を行ない、その自然現象が起因する被害要因に対して、屋外アクセスルートへの影響評価を行い、その影響を受けないルートを確保する、又はその影響を排除できる設計とする。外部人為事象に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保するため、影響を受けない。</p> <p>屋外アクセスルートについて想定される自然現象の抽出結果を第3-1表に示す。</p>	<p>3. 屋外アクセスルート</p> <p>3.1 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型重大事故等対処設備が各保管場所から可搬型重大事故等対処設備の設置場所及び接続場所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮、森林火災）及び外部人為事象（航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響、有毒ガス）を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保する。</p> <p>また、必要に応じてブルドーザにより障害物を除去し、アクセスルートを確保できる設計とする。<u>アクセスルートの確保に当たっては、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号で設置（変更）許可を受けた体制にて、実効性のある運用管理を行うことで復旧が可能である。</u></p> <p>アクセスルートの選定や保護具の着用の要否については、重大事故等対策要員の参集中やブルドーザの保管場所への移動中に行う現状確認を基に判断する。</p> <p>停電時及び夜間時の屋外アクセスルートの復旧及び使用に当たっては、懐中電灯、ヘッドライト及びポータブル照明の可搬型照明を用いる。</p> <p>屋外アクセスルート図を第3-1図に示す。</p> <p>3.2 屋外アクセスルートの影響評価</p> <p>屋外アクセスルートの設計に当たって、屋外アクセスルートについて想定される自然現象の抽出を行ない、その自然現象が起因する被害要因に対して、屋外アクセスルートへの影響評価を行い、その影響を受けないルートを確保する、又はその影響を排除できる設計とする。外部人為事象に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保するため、影響を受けない。</p> <p>屋外アクセスルートについて想定される自然現象の抽出結果を第3-1表に示す。</p>	記載の充実

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」（以下「資料4」という。）にて、緊急時対策所に係る可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）」）が使用される条件の下における健全性について、「多様性及び位置的分散」、「悪影響防止」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」に分け、設計方針を示している。</p> <p>本資料は、資料4にて設定している可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の機能維持に係る設計方針を整理した上で、各設計方針に対して、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設備分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各設備の機能設計等について説明するものである。</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、荷重及び波及的影響を含め想定される環境条件において、重大事故等に対処するための必要な機能を損なわない設計とともに、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と共に要因によって同時に機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>これらの設計に考慮すべき要因である自然現象、外部人為事象及び火災に対する可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計方針について以下に示す。</p> <p>(1) 自然現象及び外部人為事象</p> <p>a. 地震</p> <p>自然現象のうち地震に関して可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、耐震設計として横すべりを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とともに、地震後においても機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>また、屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震随伴火災及び地震随伴溢水の影響を考慮して保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震による影響（周辺構造物の倒壊や周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物及び水路等の損壊等）を受けない位置に保管する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、床や地盤等に強固に固定された、地震により他の設備へ波及的影響を与えることのない設計基準対象施設とは異なり、使用時の移動又は運搬を考慮する必要があり、構造上、地震によりすべり又は傾きが生じる</p> <p>1. 概要</p> <p>資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」（以下「資料4」という。）にて、緊急時対策所に係る可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）」）が使用される条件の下における健全性について、「多様性及び位置的分散」、「悪影響防止」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」に分け、設計方針を示している。</p> <p>本資料は、資料4にて設定している可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の機能維持に係る設計方針を整理した上で、各設計方針に対して、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設備分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各設備の機能設計等について説明するものである。</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、荷重及び波及的影響を含め想定される環境条件において、重大事故等に対処するための必要な機能を損なわない設計とともに、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と共に要因によって同時に機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>これらの設計に考慮すべき要因である自然現象、外部人為事象、溢水及び火災に対する可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計方針について以下に示す。</p> <p>(1) 自然現象及び外部人為事象</p> <p>a. 地震</p> <p>自然現象のうち地震に関して可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、耐震設計として横すべりを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とともに、地震後においても機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>また、屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、地震随伴火災及び地震随伴溢水の影響を考慮して保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震による影響（周辺構造物の倒壊や周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物及び水路等の損壊等）を受けない位置に保管する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、床や地盤等に強固に固定された、地震により他の設備へ波及的影響を与えることのない設計基準対象施設とは異なり、使用時の移動又は運搬を考慮する必要があり、構造上、地震によりすべり又は傾きが生じる</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p>	

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針】

変更前	変更後	備考
<p>f. その他自然現象及び外部人為事象</p> <p>自然現象のうち落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮並びに外部人為事象のうち航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響及び有毒ガス（以下「その他自然現象及び外部人為事象」という。）に関して屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、緊急時対策所建屋内に保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と位置的分散を図り、配置する。</p> <p>その他自然現象及び外部人為事象に対する可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の位置的分散については、資料4の「2.1 多様性及び位置的分散」に示す。</p> <div style="background-color: black; height: 10px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p>(2) 火災</p> <p>火災に関して可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に基づき策定する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能を損なわないように、中央制御室と位置的分散を図り、配置する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の位置的分散については、資料4の「2.1 多様性及び位置的分散」に示す。</p> <p>以上を踏まえ、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、本資料にて設備を分類し、設備ごとの要求機能を整理するとともに、機能設計上の性能目標と地震による荷重を考慮した構造強度設計上の性能目標を定める。</p> <p>具体的には、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の機能設計上の性能目標を達成するため、設備ごとに機能の設計方針を定める。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の構造強度設計上の性能目標を達成するため、設備ごとに構造強度設計上の方針を示した上で、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」及び資料10「耐震性に関する説明</p>	<p>f. その他自然現象及び外部人為事象</p> <p>自然現象のうち落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮並びに外部人為事象のうち航空機墜落による火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響及び有毒ガス（以下「その他自然現象及び外部人為事象」という。）に関して屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、緊急時対策所建屋内に保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と位置的分散を図り、配置する。</p> <p>その他自然現象及び外部人為事象に対する可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設計については、資料2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の位置的分散については、資料4の「2.1 多様性及び位置的分散」に示す。</p> <p>(2) 溢水</p> <p>溢水に関して可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能を損なわないように、中央制御室と位置的分散を図り、配置する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の溢水防護設計については、資料19「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち資料19-1「溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>(3) 火災</p> <p>火災に関して可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、火災防護対策を火災防護計画に基づき策定する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、中央制御室と同時にその機能を損なわないように、中央制御室と位置的分散を図り、配置する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の火災防護計画については、資料5「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「6. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の位置的分散については、資料4の「2.1 多様性及び位置的分散」に示す。</p>	<p>記載の充実 (溢水防護に係る記載の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり (03-別添2-5 同様に記載内容繰り下がり))</p>
<p>- 03-別添2-4 -</p>	<p>- 03-別添2-4 -</p>	

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針】

変更前	変更後	備考
<p>6.2.1 荷重の種類</p> <p>(1) 常時作用する荷重 常時作用する荷重は持続的に生じる荷重であり、自重及び積載荷重とする。</p> <p>(2) 風荷重 風荷重は、資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に従い、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた大飯郡の基準風速32m/sを使用する。 風荷重の最大荷重の継続時間は短いため、ガスト影響係数を1として風荷重を算定する。</p> <p>(3) 積雪荷重 積雪荷重は、資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に従い、除雪により積雪荷重に対して必要な機能を損なうおそれがない設計とするため、考慮しない。</p> <p>(4) 地震荷重 地震荷重は、基準地震動Ssに伴う地震力による荷重とする。 耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せ、又は水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施する。耐震計算を水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した場合は、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の耐震計算における動的地震力の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せた結果は、資料10「耐震性に関する説明書」の別添2「可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」のうち別添2-3「可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書」、別添2-4「可搬型重大事故等対処設備のうちポンベ設備の耐震計算書」、別添2-5「可搬型重大事故等対処設備のうち可搬型空気浄化設備の耐震計算書」及び別添2-6「可搬型重大事故等対処設備のうちその他設備の耐震計算書」に、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価結果は資料10「耐震性に関する説明書」の別添2「可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」のうち別添2-7「可搬型重大事故等対処設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>6.2.1 荷重の種類</p> <p>(1) 常時作用する荷重 常時作用する荷重は持続的に生じる荷重であり、自重及び積載荷重とする。</p> <p>(2) 風荷重 風荷重は、資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に従い、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた大飯郡の基準風速32m/sを使用する。 風荷重の最大荷重の継続時間は短いため、ガスト影響係数を1として風荷重を算定する。</p> <p>(3) 積雪荷重 積雪荷重は、資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に従い、建築基準法施行細則（福井県）に定められた大飯郡の垂直積雪量100cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮した値を基本とする。 また、建築基準法施行令第86条第2項により、積雪量1cmごとに30N/m²の積雪荷重が作用することを考慮し、積雪面積を乗じて積雪荷重を算定する。 屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）に対して除雪の措置を講じることにより、積雪荷重を0N/m²とする。</p> <p>(4) 地震荷重 地震荷重は、基準地震動Ssに伴う地震力による荷重とする。 耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せ、又は水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施する。耐震計算を水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した場合は、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の耐震計算における動的地震力の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せた結果は、資料10「耐震性に関する説明書」の別添2「可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」のうち別添2-3「可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書」、別添2-4「可搬型重大事故等対処設備のうちポンベ設備の耐震計算書」、別添2-5「可搬型重大事故等対処設備のうち可搬型空気浄化設備の耐震計算書」及び別添2-6「可搬型重大事故等</p>	<p>記載の充実 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり (03-別添2-19及び03-別添2-20同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第52条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日制定）（以下「火災防護に係る審査基準」という。）」に基づき、火災により緊急時対策所の機能に係る設備が、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第52条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日制定）（以下「火災防護に係る審査基準」という。）」に基づき、火災により緊急時対策所の機能に係る設備が、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。<u>なお、緊急時対策所に係る設計基準対象施設は、技術基準規則第11条及びその解釈にて要求されている原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器に該当しない。</u></p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>2.1 火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止対策を行う。また、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれがある設備及び発火源に対して火災発生防止対策を講じるとともに、電気系統に対する過電流による過熱や焼損の防止及び放射線分解等により発生する水素の蓄積を防止する設計並びに電気室の目的外使用を禁止する設計とする。</p> <p>主要な構造材及び建屋の内装材は、不燃性材料又は不燃性材料と同等の性能を有する材料、屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）に使用するケーブルは、原則、UL 1581(Fourth Edition) 1080.VW-1垂直燃焼試験、IEEE Std 383-1974垂直トレイ燃焼試験及びIEEE Std 1202-1991垂直トレイ燃焼試験により、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>自然現象に対する火災発生防止対策として、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する建屋に避雷設備を設置する設計、重大事故等対処施設（緊急時対策所）は、施設の区分に応じた耐震設計により火災の発生を防止する設計、並びに森林火災及び竜巻から防護する設計とする。</p>	<p>2.1 火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止対策を行う。また、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれがある設備及び発火源に対して火災発生防止対策を講じるとともに、電気系統に対する過電流による過熱や焼損の防止及び放射線分解等により発生する水素の蓄積を防止する設計並びに電気室の目的外使用を禁止する設計とする。</p> <p>主要な構造材及び建屋の内装材は、不燃性材料又は不燃性材料と同等の性能を有する材料、屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）に使用するケーブルは、原則、UL 1581(Fourth Edition) 1080.VW-1垂直燃焼試験、IEEE Std 383-1974垂直トレイ燃焼試験及びIEEE Std 1202-1991垂直トレイ燃焼試験により、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>自然現象に対する火災発生防止対策として、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する建屋に<u>接地</u>設備を設置する設計、重大事故等対処施設（緊急時対策所）は、施設の区分に応じた耐震設計により火災の発生を防止する設計、並びに森林火災及び竜巻から防護する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する対象有無の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>2.2 火災の感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対して、<u>火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</u></p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によっても、機能及び性能が維持される設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）の区分に応じ、機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮し、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組合せて設置する設計とする。</p> <p>火災受信機盤は、中央制御室で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。なお、緊急時対策所においても監視できる設計とする。</p> <p>消火設備は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響を考慮して設置するとともに、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によっても、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に影響を与えないよう設計する。</p> <p>消火設備は、消防法施行令に基づく容量等を確保する設計とし、多重性又は多様性を有する系統構成、消火用水の優先供給、全交流動力電源喪失を想定した電源の確保を考慮した設計とする。</p>	<p>2.2 火災の感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対して、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によっても、機能及び性能が維持される設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）の区分に応じ、機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮し、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組合せて設置する設計とする。</p> <p>火災受信機盤は、中央制御室で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。なお、緊急時対策所においても監視できる設計とする。</p> <p>消火設備は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響を考慮して設置するとともに、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によっても、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に影響を与えないよう設計する。</p> <p>消火設備は、消防法施行令に基づく容量等を確保する設計とし、多重性又は多様性を有する系統構成、消火用水の優先供給、全交流動力電源喪失を想定した電源の確保を考慮した設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4. 火災発生防止</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）は、火災により<u>その安全性を脅かされることのない</u>よう、以下に示す対策を講じる。</p> <p>4.1項では、重大事故等対処施設（緊急時対策所）の火災発生防止として実施する発火性又は引火性物質を内包する設備、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、発火源、水素並びに過電流による過熱防止に対する対策等について説明する。</p> <p>4.2項では、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対して、原則、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計であることを説明する。</p> <p>4.3項では、落雷、地震等の自然現象に対しても、火災の発生防止対策を講じることを説明する。</p>	<p>4. 火災発生防止</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）は、火災により<u>重大事故等に対処する機能が損なわ</u>れないよう、以下に示す対策を講じる。</p> <p>4.1項では、重大事故等対処施設（緊急時対策所）の火災発生防止として実施する発火性又は引火性物質を内包する設備、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、発火源、水素並びに過電流による過熱防止に対する対策等について説明する。</p> <p>4.2項では、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対して、原則、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計であることを説明する。</p> <p>4.3項では、落雷、地震等の自然現象に対しても、火災の発生防止対策を講じることを説明する。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4.1 重大事故等対処施設（緊急時対策所）の火災発生防止について</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質は、火災区域にある消防法で危険物として定められる潤滑油及び燃料油並びに高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素を選定する。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域は潤滑油、燃料油及び水素を内包する設備を使用しない設計とするため、発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は不要である。</p> <p>(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策</p> <p>火災区域は、以下に示すとおり、可燃性の蒸気又は微粉を高所に排出するための設備、電気及び計装品の防爆型の採用並びに静電気を除去する装置の設置、可燃性の蒸気又は微粉の対策は不要である。</p> <p>a. 可燃性の蒸気</p> <p>火災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うことによって、有機溶剤の滞留を防止する。</p> <p>このため、火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め、管理する。</p> <p>b. 可燃性の微粉</p> <p>火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような可燃性の微粉を発生する常設設備はないことから、可燃性の微粉が発生するおそれはない。</p> <p>「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め、管理する。</p>	<p>4.1 重大事故等対処施設（緊急時対策所）の火災発生防止について</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質は、火災区域にある消防法で危険物として定められる潤滑油及び燃料油並びに高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素を選定する。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域は潤滑油、燃料油を内包する設備を使用しない設計とする。また、無停電電源装置の鉛蓄電池は消防法において、水素の滞留のおそれがないものとして認定された型式を使用する。</p> <p>以上より、火災区域において発火性又は引火性物質を内包する設備に対する火災の発生防止対策は不要である。</p> <p>(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策</p> <p>火災区域は、以下に示すとおり、可燃性の蒸気又は微粉を高所に排出するための設備、電気及び計装品の防爆型の採用並びに静電気を除去する装置の設置、可燃性の蒸気又は微粉の対策は不要である。</p> <p>a. 可燃性の蒸気</p> <p>火災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うことによって、有機溶剤の滞留を防止する。</p> <p>このため、火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め、管理する。</p> <p>b. 可燃性の微粉</p> <p>火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような可燃性の微粉を発生する常設設備はないことから、可燃性の微粉が発生するおそれはない。</p> <p>「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め、管理する。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>(3) 発火源への対策</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域は、火花を発生する設備や高温の設備等、発火源となる設備を設置しない設計とし、設置を行う場合は、火災の発生防止対策を行う設計とする。</p> <p>(4) 過電流による過熱防止対策</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域内の電気系統は、送電線への落雷の影響や、地絡、短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止するために、遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。</p> <p>(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域は放射線分解等により水素が発生しないため、水素の蓄積防止対策は不要である。</p> <p>(6) 電気室の目的外使用の禁止</p> <p>電気室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置することを火災防護計画に定め、管理する。</p>	<p>(3) 発火源への対策</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域は、火花を発生する設備や高温の設備等、発火源となる設備を設置しない設計とする。</p> <p>(4) 過電流による過熱防止対策</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域内の電気系統は、送電線への落雷の影響や、地絡、短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止するために、遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。</p> <p>(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）が設置される火災区域は放射線分解等により水素が発生しないため、水素の蓄積防止対策は不要である。</p> <p>(6) 電気室の目的外使用の禁止</p> <p>電気室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置することを火災防護計画に定め、管理する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（申請設備に対する設計方針の明確化）</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5. 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対して、<u>火災の影響</u>を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>5.1項では、火災感知設備に関して、5.1.1項に要求機能及び性能目標、5.1.2項に機能設計及び5.1.3項に構造強度設計について説明する。</p> <p>5.2項では、消火設備に関して、5.2.1項に要求機能及び性能目標、5.2.2項に機能設計、5.2.3項に構造強度設計及び5.2.4項に技術基準規則に基づく強度評価について説明する。</p>	<p>5. 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対して、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>5.1項では、火災感知設備に関して、5.1.1項に要求機能及び性能目標、5.1.2項に機能設計及び5.1.3項に構造強度設計について説明する。</p> <p>5.2項では、消火設備に関して、5.2.1項に要求機能及び性能目標、5.2.2項に機能設計、5.2.3項に構造強度設計及び5.2.4項に技術基準規則に基づく強度評価について説明する。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5.1 火災感知設備について</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、 早期の火災の感知を行う設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対して、機能を保持する 設計とする。</p> <p>火災感知設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を 「5.1.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これらの性能目標を達成するための機能設 計及び構造強度設計を「5.1.2 機能設計」及び「5.1.3 構造強度設計」において実施 する。</p>	<p>5.1 火災感知設備について</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を 早期に感知する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対して、機能を保持する設計と する。</p> <p>火災感知設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を 「5.1.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これらの性能目標を達成するための機能設 計及び構造強度設計を「5.1.2 機能設計」及び「5.1.3 構造強度設計」において実施 する。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5.1.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域の火災に対し早期の火災の感知を行うことが要求されている。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても火災感知の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、重大事故等対処施設（緊急時対策所）への火災の影響を限定し、火災を早期に感知する機能を損なわないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域の火災に対し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備の機能設計を「5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域の火災に対し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備の電源は、非常用電源である緊急時対策所コントロールセンタから</p>	<p>5.1.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域の火災に対し早期の火災の感知を行うことが要求されている。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても火災感知の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する機能を損なわないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備の機能設計を「5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備の電源は、非常用電源である緊急時対策所コントロールセンタから</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり (03-添5-26同様に記載内容繰り上がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>(3) 火災感知設備の電源確保</p> <p>火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有した消防法を満足する蓄電池を内蔵する。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、緊急時対策所コントロールセンタの非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</p> <p>火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備は、第5-2表に示すとおり、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対して、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</p> <p>(a) 消防法の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す周囲の環境条件を考慮して設置する火災感知器と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。</p> <p>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源である緊急時対策所コントロールセンタから受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能するために必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電気的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能の保持に係る耐震設計については、「5.1.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>b. 火災感知設備は、凍結によって機能が阻害されないよう、外気温度の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。</p> <p>c. 火災感知設備は、風水害によって機能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。</p>	<p>(3) 火災感知設備の電源確保</p> <p>火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有した消防法を満足する蓄電池を内蔵する。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、緊急時対策所コントロールセンタの非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</p> <p>火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備は、第5-2表に示すとおり、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対して、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</p> <p>(a) 消防法の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す周囲の環境条件を考慮して設置する火災感知器と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。</p> <p>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源である緊急時対策所コントロールセンタから受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能するために必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電気的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能の保持に係る耐震設計については、「5.1.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>b. 火災感知設備は、凍結によって機能が阻害されないよう、外気温度の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。</p> <p>c. 火災感知設備は、風水害によって機能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5.1.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</p> <p>火災感知設備は、「5.1.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標 b. 項」で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域の火災に対し、<u>重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能</u>を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持する設計とする。</p> <p>建屋内の火災区域に設置する火災感知設備の耐震評価は、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定した資料10別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を資料10別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果を別添1-4「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>5.1.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</p> <p>火災感知設備は、「5.1.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標 b. 項」で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域の火災に対し、早期に火災を感知する機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持する設計とする。</p> <p>建屋内の火災区域に設置する火災感知設備の耐震評価は、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定した資料10別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を資料10別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果を別添1-4「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5.2 消火設備について</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期の消火を行う設計とし、施設の区分に応じ、機能を保持する設計とする。</p> <p>消火設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.2.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.2.2 機能設計」及び「5.2.3 構造強度設計」において実施する。</p>	<p>5.2 消火設備について</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する設計とし、施設の区分に応じ、機能を保持する設計とする。</p> <p>消火設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.2.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.2.2 機能設計」及び「5.2.3 構造強度設計」において実施する。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5.2.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、消火設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>消火設備は、火災区域の火災に対し、早期の消火を行うことが要求される。消火設備は、凍結、風水害、地震、地盤変位の自然現象によっても、消火の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、重大事故等対処施設（緊急時対策所）への火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を損なわないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>消火設備は、火災区域の火災に対し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>消火設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域に設置する重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備の機能設計を「5.2.2(3) 消火設備の設計」のf.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>消火設備は、火災区域の火災に対し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>消火設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備は、火災起因の荷重は発生しないため、施設の区分に応じた地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、施設の区分に応じた地震力に対し、電気的及び動的機能を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>クラス3機器である消火設備は、技術基準規則第17条第1項第3号及び第10号に適合するよう適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。技術基準規則に基づく強度評価を「5.2.4</p>	<p>5.2.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、消火設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>消火設備は、火災区域の火災に対し、早期の消火を行うことが要求される。消火設備は、凍結、風水害、地震、地盤変位の自然現象によっても、消火の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を損なわないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>消火設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備の機能設計を「5.2.2(3) 消火設備の設計」のf.項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>消火設備は、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>消火設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備は、火災起因の荷重は発生しないため、施設の区分に応じた地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、施設の区分に応じた地震力に対し、電気的及び動的機能を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>クラス3機器である消火設備は、技術基準規則第17条第1項第3号及び第10号に適合するよう適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。技術基準規則に基づく強度評価を「5.2.4</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり (03-添5-32同様に記載内容繰り上がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5.2.2 機能設計</p> <p>本項では、「5.2.1 要求機能及び性能目標」で設定している消火設備の機能設計上の性能目標を達成するために、消火設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災区域に設置する消火設備は、火災区域の火災を早期に消火するために、消防法等に基づき設置する設計とする。（第5-3表）</p> <p>消火設備の選定は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域と、消火活動が困難とならない火災区域それぞれに対して実施する。[REDACTED]</p> <p>以下、(1)項に示す火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域は、自動消火設備である全域ハロン消火設備（「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を、消火設備として設置する設計とする。</p>	<p>5.2.2 機能設計</p> <p>本項では、「5.2.1 要求機能及び性能目標」で設定している消火設備の機能設計上の性能目標を達成するために、消火設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災区域に設置する消火設備は、火災区域の火災を早期に消火するために、消防法等に基づき設置する設計とする。（第5-3表）</p> <p>消火設備の選定は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域と、消火活動が困難とならない火災区域それぞれに対して実施する。なお、緊急時対策所建屋内においては、居住性に係る被ばく評価を踏まえると消火活動への放射線影響の考慮は不要である。</p> <p>以下、(1)項に示す火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域は、自動消火設備である全域ハロン消火設備（「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を、消火設備として設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域 本項では、a. 項において、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域に設置する消火設備について説明する。</p> <p>a. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域の選定 建屋内の重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域は、基本的に火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定する。</p> <p>b. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域は、以下の消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(a) 全域ハロン消火設備 イ. 消火対象 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域 ロ. 消火設備 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域には、第5-1図に示す自動消火設備である全域ハロン消火設備を設置する。 ハ. 警報装置等 全域ハロン消火設備は、設備異常の故障警報を中央制御室に発する設計とする。また、消火能力を維持するための自動ダンバの設置又は換気空調設備の手動停止による消火剤の流出防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能等への影響評価 本項では、消火設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等に対処する機能への影響について説明する。 全域ハロン消火設備は、電気絶縁性が高く、揮発性の高いハログン化物を消火剤とする。</p>	<p>(1) 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域 本項では、a. 項において、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域に設置する消火設備について説明する。</p> <p>a. 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域の選定 建屋内の重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域は、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定する。</p> <p>b. 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域に設置する消火設備 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域は、以下の消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(a) 全域ハロン消火設備 イ. 消火対象 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域 ロ. 消火設備 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域には、第5-1図に示す自動消火設備である全域ハロン消火設備を設置する。</p> <p>ハ. 警報装置等 全域ハロン消火設備は、設備異常の故障警報を中央制御室に発する設計とする。また、消火能力を維持するための自動ダンバの設置又は換気空調設備の手動停止による消火剤の流出防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能等への影響評価 本項では、消火設備の破損、誤動作又は誤操作による重大事故等に対処する機能への影響について説明する。 全域ハロン消火設備は、電気絶縁性が高く、揮発性の高いハログン化物を消火剤とする。</p> <p>(3) 消火設備の設計 本項では、消火設備の設計として、以下のa. 項に消火設備の消火剤の容量、b.</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり (03-添5-35及び03-添5-36同様に記載内容繰り上がり))</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>観測装置で測定する外気温度を中央制御室で監視し、外気温度が約0°Cまで低下した場合、手順に基づき、屋外の消火設備の凍結を防止するため、屋外消火栓を微開し通水することによって、凍結防止対策を講じる設計とする。また、本運用については、火災防護計画に定め、管理する。</p> <p>(b) 風水害対策 消火ポンプ、全域ハロン消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。</p> <p>(c) 地震対策 消火設備は、第5-5表に示すとおり、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期の消火を行う設計とし、施設の区分に応じ、機能を保持する設計とする。消火設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域に設置する重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を保持するために、以下の設計とする。 イ. 「(3) 消火設備の設計」のa. 項に示す消火剤の容量、消防法の設置条件及び実証試験により確認された消火剤濃度以上となるよう設置する設計とする。 ロ. 地震時及び地震後においても、火災を早期に消火する電気的機能及び動的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能及び動的機能の保持に係る耐震設計については、「5.2.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>(d) 地盤変位対策 イ. 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、地盤変位の影響を受けないよう、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。</p> <p>g. その他 (a) 消火用の照明器具 屋内の消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備現場盤及び設置場所への経路の照明の蓄電池は、代替電源から給電できる設計とし、30分間以上の容量を有する設計とする。</p>	<p>(b) 風水害対策 消火ポンプ、全域ハロン消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。</p> <p>(c) 地震対策 消火設備は、第5-5表に示すとおり、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する設計とし、施設の区分に応じ、機能を保持する設計とする。消火設備は、火災区域の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を保持するために、以下の設計とする。 イ. 「(3) 消火設備の設計」のa. 項に示す消火剤の容量、消防法の設置条件及び実証試験により確認された消火剤濃度以上となるよう設置する設計とする。 ロ. 地震時及び地震後においても、火災を早期に消火する電気的機能及び動的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能及び動的機能の保持に係る耐震設計については、「5.2.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>(d) 地盤変位対策 イ. 消火配管は、地震時における地盤変位対策として、地盤変位の影響を受けないよう、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。</p> <p>g. その他 (a) 消火用の照明器具 屋内の消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備現場盤及び設置場所への経路の照明の蓄電池は、代替電源から給電できる設計とし、30分間以上の容量を有する設計とする。</p>	<p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5.2.3 構造強度設計</p> <p>消火設備が、構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した消火設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</p> <p>消火設備は、「5.2.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標b.項」で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、<u>火災区域の火災に対し、重大事故等対処施設（緊急時対策所）に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持する</u>設計とする。</p> <p>消火設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備は、火災起因の荷重は発生しないため、施設の区分に応じた地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、施設の区分に応じた地震力に対し、電気的及び動的機能を保持する設計とする。</p> <p>消火設備の耐震評価は、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定した資料10別添I-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、消火設備の耐震評価の方法及び結果を資料10別添I-3-1「全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備の耐震計算書」、別添I-3-2「全域ハロン消火設備（共用分配型）選択弁の耐震計算書」、別添I-3-3「全域ハロン消火設備（共用分配型）制御盤の耐震計算書」及び別添I-3-4「消火設備配管の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する消火設備の影響評価結果を別添I-4「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>5.2.3 構造強度設計</p> <p>消火設備が、構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した消火設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</p> <p>消火設備は、「5.2.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標b.項」で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、<u>重大事故等対処設備（緊急時対策所）を設置する火災区域の火災を早期に消火する機能を保持する</u>設計とする。</p> <p>消火設備のうち、重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置する火災区域の消火設備は、火災起因の荷重は発生しないため、施設の区分に応じた地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、施設の区分に応じた地震力に対し、電気的及び動的機能を保持する設計とする。</p> <p>消火設備の耐震評価は、資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定した資料10別添I-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、消火設備の耐震評価の方法及び結果を資料10別添I-3-1「全域ハロン消火設備（共用分配型）ポンベ設備の耐震計算書」、別添I-3-2「全域ハロン消火設備（共用分配型）選択弁の耐震計算書」、別添I-3-3「全域ハロン消火設備（共用分配型）制御盤の耐震計算書」及び別添I-3-4「消火設備配管の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する消火設備の影響評価結果を別添I-4「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前		変更後		備考																																								
<p>第5-1表 火災感知器の型式ごとの設置状況について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置箇所</th><th colspan="2">火災感知器の設置型式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般エリア (電気盤、ケーブル等)</td><td>煙感知器 (感度：煙濃度10%)</td><td>熱感知器 (感度：温度75°C)</td></tr> <tr> <td>「異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置</td><td>炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置</td><td>火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置</td></tr> </tbody> </table>		火災感知器の設置箇所	火災感知器の設置型式		一般エリア (電気盤、ケーブル等)	煙感知器 (感度：煙濃度10%)	熱感知器 (感度：温度75°C)	「異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置	<p>第5-1表 火災感知器の型式ごとの設置状況について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置箇所</th><th colspan="2">火災感知器の設置型式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般エリア (電気盤、ケーブル等)</td><td>煙感知器 (感度：煙濃度10%)</td><td>熱感知器 (感度：温度75°C)</td></tr> <tr> <td>「異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置</td><td>炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置</td><td>火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置</td></tr> </tbody> </table>		火災感知器の設置箇所	火災感知器の設置型式		一般エリア (電気盤、ケーブル等)	煙感知器 (感度：煙濃度10%)	熱感知器 (感度：温度75°C)	「異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置																							
火災感知器の設置箇所	火災感知器の設置型式																																											
一般エリア (電気盤、ケーブル等)	煙感知器 (感度：煙濃度10%)	熱感知器 (感度：温度75°C)																																										
「異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置																																										
火災感知器の設置箇所	火災感知器の設置型式																																											
一般エリア (電気盤、ケーブル等)	煙感知器 (感度：煙濃度10%)	熱感知器 (感度：温度75°C)																																										
「異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置																																										
<p>第5-2表 火災感知設備 耐震評価対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th><th>防護対象</th><th colspan="2">火災感知設備</th><th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>対象設備</th><th>構成品</th><th>耐震クラス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td><td>火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)</td><td>火災感知器</td><td>C</td><td>基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>火災受信機盤</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針	備考	対象設備	構成品	耐震クラス	①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)	火災感知器	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持			火災受信機盤				<p>第5-2表 火災感知設備 耐震評価対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th><th>防護対象</th><th colspan="2">火災感知設備</th><th rowspan="2">耐震設計の基本方針</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>対象設備</th><th>構成品</th><th>耐震クラス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td><td>火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)</td><td>火災感知器</td><td>C</td><td>基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>火災受信機盤</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針	備考	対象設備	構成品	耐震クラス	①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)	火災感知器	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持			火災受信機盤				
No.	防護対象		火災感知設備		耐震設計の基本方針			備考																																				
	対象設備	構成品	耐震クラス																																									
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)	火災感知器	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																																								
		火災受信機盤																																										
No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の基本方針	備考																																							
	対象設備	構成品	耐震クラス																																									
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)	火災感知器	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持																																								
		火災受信機盤																																										
<p>第5-3表 重大事故等対処施設(緊急時対策所)が設置される火災区域で使用する消火設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備</th><th>消火剤</th><th>消火剤量</th><th>主な消火対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域ハロン消火設備</td><td>ハロン1301</td><td>消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上</td><td>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域</td></tr> <tr> <td>消火栓</td><td>水</td><td>130 ℓ/min 以上</td><td>全火災区域</td></tr> <tr> <td>消火器</td><td>粉末</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>		消火設備	消火剤	消火剤量	主な消火対象	全域ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域	消火栓	水	130 ℓ/min 以上	全火災区域	消火器	粉末	—		<p>第5-3表 重大事故等対処施設(緊急時対策所)が設置される火災区域で使用する消火設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備</th><th>消火剤</th><th>消火剤量</th><th>主な消火対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域ハロン消火設備</td><td>ハロン1301</td><td>消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上</td><td>全火災区域</td></tr> <tr> <td>消火栓</td><td>水</td><td>130 ℓ/min 以上</td><td></td></tr> <tr> <td>消火器</td><td>粉末</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>		消火設備	消火剤	消火剤量	主な消火対象	全域ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	全火災区域	消火栓	水	130 ℓ/min 以上		消火器	粉末	—		<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p>								
消火設備	消火剤	消火剤量	主な消火対象																																									
全域ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域																																									
消火栓	水	130 ℓ/min 以上	全火災区域																																									
消火器	粉末	—																																										
消火設備	消火剤	消火剤量	主な消火対象																																									
全域ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	全火災区域																																									
消火栓	水	130 ℓ/min 以上																																										
消火器	粉末	—																																										

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前					変更後					備考	
第5-5表 消火設備 耐震評価対象機器					第5-5表 消火設備 耐震評価対象機器						
No.	防護対象	消火設備				No.	防護対象	消火設備			
	対象設備	対象設備	構成品	耐震クラス	耐震設計の基本方針		対象設備	構成品	耐震クラス	耐震設計の基本方針	
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)	全域ハロン消火設備(共用分配型)	ポンベラック	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設(緊急時対策所)	ポンベラック	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	表体裁の適正化
			容器弁								
			選択弁								
			制御盤								
			ガス供給配管								
②	一般エリア	消火栓	電動消火ポンプ	C	(注)	②	一般エリア	電動消火ポンプ	C	(注)	
			ディーゼル消火ポンプ								
			廃棄物庫消火ポンプ								
			淡水タンク								
			消防水供給配管								
			制御盤								

(注) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

(注) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

大飯発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>6. 火災防護計画</p> <p>火災防護計画は、発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。火災防護計画に定める主なものを以下に示す。</p> <p>(1) 組織体制、教育訓練及び手順</p> <p>計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p> <p>(2) 重大事故等対処施設（緊急時対策所）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 重大事故等対処施設（緊急時対策所）については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。 b. 重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置するエリアで火災が発生した場合における消火の手順について、火災防護計画に定める。 c. 水素を貯蔵する水素含有ポンベは、火災区域内で貯蔵しないこととする。 d. 有機溶剤を使用する場合は滞留防止を行うこと。 <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の主要な火災防護対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 火災発生防止 <ul style="list-style-type: none"> (a) 火災によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し、分散して保管する。 (b) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じる。 (c) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、金属製の容器への収納、不燃シートによる養生、又は距離による離隔を考慮して保管する。 (d) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、可燃物に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。 	<p>6. 火災防護計画</p> <p>火災防護計画は、発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。火災防護計画に定める主なものを以下に示す。</p> <p>(1) 組織体制、教育訓練及び手順</p> <p>計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p> <p>(2) 重大事故等対処施設（緊急時対策所）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 重大事故等対処施設（緊急時対策所）については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。 b. 重大事故等対処施設（緊急時対策所）を設置するエリアで火災が発生した場合における消火の手順について、火災防護計画に定める。 c. 水素を貯蔵する水素含有ポンベは、火災区域内で貯蔵しないこととする。 d. 有機溶剤を使用する場合は滞留防止を行うこと。 <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の主要な火災防護対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>火災発生防止</u> <ul style="list-style-type: none"> (a) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じる。 (b) <u>有機溶剤を使用する場合は滞留防止を行うこと。</u> (c) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、金属製の容器への収納、不燃シートによる養生、又は距離による離隔を考慮して保管する。 (d) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、可燃物に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。 (e) 可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所）の保管エリア内外の境界付近に可燃物 	<p>記載の適正化 (申請設備に対する設計方針の明確化)</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり (03-添5-46/E同様に記載内容繰り上がり))</p>